

反社保ネットで結集を急ごう — 社会保障番号・カードは、 “ハイパー国民葬背番号制” そのもの

社 保庁の年金記録騒動のどさくさに紛れて、07年6月14日、安倍前首相が「社会保障番号」制度導入プランを提案した。このプランは、国民1人ひとりに個人番号を付与し、公的年金に加え、健康保険や介護保険などを含め加入歴や保険料納付歴、受給の状況などを一体して管理。また、国民1人ひとりに、社会保障番号や加入・納付・受給歴の情報を挿入したICカードを国が交付する仕組み（仮称「社会保障番号ネットワークシステム《社保ネット》」）。

そのご7月に発表された「経済財政改革の基本方針2007」（骨太の方針）には、納税の管理についても、この種の番号を活用するプランが盛り込まれた。また、骨太の方針のなかでは、税制改革に関連し、改めて「納税者番号の導入に向けて社会保障番号との関係の整理を含めて検討する」とし、社会保障との関連では「個人が自分の健康情報、年金や医療などの情報をオンライン管理し、手続を安全かつ簡単に行うことができる仕組みの構築」を盛り込んでいる。

いまでも、コードとカードで国民を監視する住基ネットがある。「いまさら何で」との疑問がある。自治体管理の住基ネットでは、コードは、

「黒子」的な存在、オープンで使われる仕組みではなく、民間利用が厳禁だ。ICカードも任意取得で、普及率1%程度。外国人や海外在留邦人も付番から漏れている。これでは全国民の徹底監視ができない。国が直接管理するあらたな背番号制をつくらうというわけで、中央（国）の役人主導で新たに提案されているのが社保ネットなわけだ。「社会保障番号」は、オープン利用、民間利用、汎用（多目的利用）、ICカードは全員に交付を念頭に置いた国ベースの「ハイパーな国民総背番号制度」の構想。

だが、オープン型の汎用番号コードは、いわゆる“マスター・キー”。社保ネットは、現在アメリカで導入されている「社会保障番号（SSN）」がモデル。だが、アメリカでは、SSNの利用は官民双方に及び、いまや濫用統制は国家的な課題だ。SSNを使った「なりすまし犯罪（identity thefts）」が猛威をふるっている。社保ネットを導入すれば、わが国は“なりすまし犯罪地獄”になるのは必至だ。

“住基ネット”に次ぐ“社保ネット”は、IT企業には“おいしい話”であるに違いない。だが、この“現代のハコモノ”は、“巨額の税金のムダ遣い”以外の何ものでもない。こんなものはいらぬ。

政治のどさくさに紛れて、社保ネットは国の役人の独断で着々とすすめられている。住基ネットに抵抗する団体は、反社保ネットでの結集が急がれる。

2007年10月20日

PIJ代表 石村 耕治

主な記事

- ・巻頭言～反社保ネットで結集を急ごう
- ・反住基ネット・サマーセッションイン国立2007
- ・社会保障番号プランの経緯
- ・社会保障番号（SSN）の危険性をアメリカに学ぶ
- ・河村たかしPIJ相談役、札幌地裁へ陳述書を提出
- ・【最新ニュース解説】問われる基礎年金の全額税方式

報告「反住基ネット・サマーセッション イン 国立 2007」 開催される

—メインテーマ・転換期の背番号制と情報自治・人権

2007年8月25日(土) JR国立駅前・商協桜ホール

報告者 **PIJ** 事務局長 我妻憲利

2007年の「反住基ネットサマーセッション」は、『転換期の背番号制と情報自治・人権』がテーマでした。東京都国立市で、8月25日(土)～26日(日)の2日間の日程で行われました。国立市は、「住基ネットを切断」する自治体の1つです。先ごろの統一地方選挙で、上原ひろ子国立市長は退任しました。そして、あらたに「住基ネット切断」継承

を公約する関口博新市長が誕生しました。こうしたことから、国立市は“反住基ネットのメッカ”の1つともいえる自治体です。このメッカで、8月25日のセッションに参加しました。石村耕治 **PIJ** 代表も講演した当日のプログラム『つながり合う個人番号～社保庁改革と住基ネット、社会保障番号』の概要を報告します。

《プログラム：つながり合う個人番号～社保庁改革と住基ネット、社会保障番号》

【セッション】 pm 1:00～pm 4:00

《報告 pm 1:00～》

年金と一体化する住基ネット：社保庁改革関連法案から

・原田富弘（やぶれっ！住基ネット市民行動）

「社会保障番号に関する実務的な議論の整理について」を読む

・吉村英二（日本消費者連盟）

～休憩～

《講演 pm 2:00～》

社会保障番号・カードとは何か：全国民のプライバシーの国家管理への途

・石村耕治（白鷗大学教授・PIJ代表）

《質疑・討論 pm 3:00～》

【市民集会】 pm 5:30～pm 7:00

《発言》上原ひろ子（前国立市長） 関口博（国立市長）

藤沢純一（箕面市長）・メッセージ代読

《報告》横浜、杉並、西東京、東京の地域からの報告

【セッション】での報告のポイント

第166通常国会で、社会保険庁改革法案が成立しました。この法律は、年金業務において住基ネットから本人確認情報の提供を受けることを公式に認めることを定めたものです。この法律の成立以前からすでに始まっている住基ネットからの

全20歳到達者情報の提供などと合わせると、ますます年金業務と住基ネットの一体化がすすむこととなります。年金管理に、住民票コードと基礎年金番号をリンクして使う実務が大きく広がることを意味します。

さらに、安倍前首相は、07年6月14日に突

如、社会保障番号・カード制度の導入をすすめることを言明しました。また、その後出された「経済財政改革の基本方針2007」（骨太の方針）にも社会保障番号・カード制度の検討開始を明記しました。

また、この骨太の方針のなかでは、税制改革に関連し、改めて「納税者番号の導入に向けて社会保障番号との関係の整理を含めて検討する」とし、社会保障との関連では「個人が自分の健康情報、年金や医療などの情報をオンライン管理し、手続を安全かつ簡単に行うことができる仕組みの構築」を盛り込んでいます。

この社会保障番号・カード制度プランでは、年金、介護、雇用関係までカバーする、汎用の共通番号の導入が予定されています。これは、住民票コードや基礎年金番号、各種保険証の加入者番号などを束ね、それらをリンクさせる「ハイパーな総背番号制」ができあがることを意味します。また、ICカードを国が全員に交付し、常時携帯させ、「国内版パスポート」としても使わせようとしています。さらに、骨太の方針では、納税者番号としても使うとっていますから、本当のねらいは、社会保障だけではなく、民間利用をも想定した「ハイパーな総背番号制」の導入を画策していることがみてとれます。

このように、このままでは、国民の年金事務への不信を逆手にとり、年金事務への住基ネット利用、あらたな「社会保障番号・カード」のネーミングで「ハイパーな総背番号制」の導入が現実のものになりかねない状況にあるわけです（詳しくはCNNニュース50号の報告参照）。

原田富弘氏の報告では、その実情を紹介しました。その後、吉村英二氏の報告では、「社会保険番号」導入の動きについて紹介がありました。

石村講演のポイント

これを受けて、石村耕治PIJ代表が講演を行いました。石村代表は、「社会保障番号・カード」が、国民のプライバシー国家管理の手法であることについて、講演しました。とくに、住基ネットがあるのに、「今、さらに、なぜ社会保障番号・カードなのか」について、なるほどと納得できる解説がありました。

また、講演のあと、質疑応答がありました。質疑応答の多くが、石村代表に投げかけられました。ある意味では、参加者がもやもやしていたところが、石村代表の講演で、よく見えてきた結果

だったのではないかと思います。

石村講演の概要項目

石村代表の講演の概要項目は、次のとおりです。

石村講演「社会保障番号・カードとは何か：全国民のプライバシーの国家管理への途」の概要

はじめに～社会保障番号・ICカード導入プランに潜む危険な“罠”

- I 利便の悪い住基コードから、役所や企業などが使い易い社会保障番号へ
 - (1) 狙いは官民共用・オープン利用の新総背番号(マスターキー)導入
 - (2) 社会保障ICカードの皆交付で、国民皆登録証携帯導入も狙い
 - (3) 番号とオール・イン・ワンICカードで全国民のプライバシー国家管理

新番号・カードで、データ監視国家、成りすまし犯罪大国への途

- (1) マスターキーとカードで、丸裸にされ、官民でデータ監視される国民
- (2) センシティブな個人情報の詰ったICカードを持ち歩かされる国民
- (3) 雇用情報のカード管理で危惧される格差社会の拡大
- (4) 改憲に直結、医療情報の詰まったICカードで“自動徴兵検査”
- (5) この番号は必ず個人の納税者番号に“エスカレート”する
- (6) 番号の汎用、カードリーダーやウィニーなどで、個人情報の垂れ流し、成りすまし犯罪の多発は確実
- (7) 全国民のプライバシーを食い物に、産官学の新たな血税のムダ遣い
- (8) 住基ネットに続く社保ネットで、ITハイエナ企業は“特需”に高笑い
- (9) 人権侵害の「ジョブ・カード」は、差別・格差を助長する

むすび～社会保障番号・ICカードは必ず“負の遺産”になる

《石村講演および質疑応答のポイント》

石村代表の講演および質疑応答のポイントは、次のとおりです。

自治体ベースの住基ネット(住基コードや住基カード)は、不参加の自治体がでたり、住基ICカードも任意取得で、自治体も取得奨励に非協力的なため普及率も1%程度で、機能不全状態であり、中央(国)の役人とかにとっては何とも不

滴であること。

住基コードは、“黒子”のような番号コードで、オープン利用は不可。

外国人や外国在留日本人が付番からもれている等々、まったく使い勝手が悪い背番号制度で、中央（国）の役人とかにとってはこれも不満であること。

年金クライシス・社保庁クライシスが起きるずっと以前から、中央の役人らは「社会保障番号に関する関係省庁連絡会議」などを頻繁に開いて、地方ベースの住基ネットに代わる、中央ベースの“社会保障番号とＩＣカード”を使ったネットワークシステム（仮称「社保ネット」）プランを練っていたこと。社保ネットプランは、在留外国人や在外日本人など現在付番もれになっている人たちも含め全員に“国の社保ネット運営機関”が、あらたに付番し、ＩＣカードも全員に交付するのが狙いの仕組みであること。社保番号は、オープン利用を基本とし、納税者番号や民間での一般利用も可能とする、本格的な「ハイパー国民総背番号制」であること。

“年金クライシス”で、チャンス到来ということで、狡猾な役人が、社保ネットプランを出してきたという“裏事情”をわからないウブな国民は、「年金適正化には社会保障番号が必要という呪文・口実」にすっかり騙されてしまっていること。逆に、市民団体は、社保ネットへの切り込み方が難しい面があり、周到な戦略が必要なこと。

社保ネットは、あらたに中央政府（国）が

直接、管理できる「ハイパーな国民監視システム」であること。抵抗する自治体をはじき飛ばし、市民や議員とかに議論させないようにして、国の役人が着々と準備をすすめて“裏口導入”をしようとねらっていることを、市民団体は緊急に国民に“役人の真の狙い”を周知徹底する必要があること。そのための結集を急ぐ必要があること。

社保ネットは、国民のプライバシーを食い物にあらたな“公共事業”、受注をかぎまわっているＩＴ企業の利益と中央の役人の国民総監視システム導入願とがマッチしたプランであること。

注意を要することは、住基ネットにしる、社保ネットにしる、“コード（番号）＋ＩＣカード”のパックで国民を監視しようとしていること。単に、番号コードだけで国民を監視する仕組みではないこと。むしろＩＣカードの方が重要な役割をもっている場面もあること。

社会保障番号ＩＣカードは、国民皆登録証携帯制度につながるおそれがきわめて強いこと。警察官が、ＩＣカード・リーダーを携帯・巡回し、社保カード不携帯者は、署に連行できる法制につながるおそれがきわめて強いこと。したがって、社保カードがみつからないとお使いにも出られない監視社会にまっしぐらという可能性も近い将来ありうること。（カードを持ち歩かない人はテロリストということにもなりかねないこと。）

ＩＣカードには新聞８面分くらいの情報入力が可能であり、医療情報などの入力までねらっていること。憲法改正につく徴兵制導入となれば、ＩＣカード入力医療情報で自動徴兵検査も可能になること。

また、ＩＣカードにブラック情報が入力されないように、ヤミの中絶や治療行為とかが増える原因にもなりかねないこと。

社保ネットを導入し、社保番号の民間利用を認めれば、アメリカの社会保障番号（ＳＳＮ）の汎用が問題の原因となったように、日本も“なりすまし犯罪地獄”になるのは確実なこと。この辺の問題は、まったく役人は闇に葬って、社保ネット導入を議論していること。

一方、社保ネットとは別途に、政府がフリーター対策などの一環として導入をもくろんでいるＩＣ



講演中の石村耕治PIJ代表

仕様の「ジョブ・カード」は、人権侵害の道具そのものであり、逆に雇用差別・排除の助長につながることは確実なこと。また、職歴など個人のプライバシーの国家管理、企業への大量蓄積、個人情報漏えい、商業利用・ヤミの情報市場への流出につながる可能性が高いこと（詳しくはCNNニュース49号・巻頭言参照）。

【市民集会】での報告のポイント

【セッション】につぐ、【市民集会】では、まず、上原ひろ子・前国立市長が、国立市が住基ネットを切断するにいたった事情、さらには市議会の動き・苦労話などを報告しました。憲法論を含めて、国立市がなぜ住基ネットを切断してきたかについて、生の現場での“指揮官”としての貴重な体験を話してくれました。

また、後継の関口博・国立市長は、切断継続に対する市民からの苦情、さらには、総務省とのあつれきなどを報告しました。国からのプレッシャーの強い現実を知ることができました。

さらに、2006年11月30日の大阪高裁判決【住基ネットの運用を拒否している住民について住基ネットを運用することはプライバシー権を侵害し、憲法13条に違反する旨の判断（詳しくはCNNニュース50号参照）】を受けて、住民選択制に移行しつつある大阪府箕面市の藤沢純一市長のメッセージが代読、披露されました。

その後、横浜、杉並、西東京、東京の各地域からの活動報告が行われました。

むすび

社保ネットで使われる社会保障番号については、住基コードをベースにする案、基礎年金番号をベースとする案、新たな番号をつくる案があります。いずれの案を採用する場合でも、既存の番号制度は廃止しないとしています。また、かりに、住基ネットをベースに、中央政府が管理する社保ネットができあがるとします。この場合には、現在住基ネットに抵抗を続けている自治体も、今以上に難しい立場に追い込まれることが予想されます。

いずれにしろ、住基ネットをはるかにこえる社保ネットのような“ハイパー総制番号制度”問題に対し、今のところ、ていたらかな政治は余り強い関心を示していないのが実情です。市民団体も相次ぐ役所の背番号管理システム案に疲弊しているのが実情です。こうした間隙をぬうように、血

税を使って相手を疲弊させるほど何度も何度も同じプランを出して自分らの目的を達成しようというのが国の役人の魂胆です。市民サイドも、結束を強め、めげないで粘り強く運動をすすめなければならぬと強く感じた集会でした。

《参考資料：反住基ネット連絡会「『社会保障番号』導入に反対する声明」（07年6月27日）》

声明

プライバシーに対するリスクを考慮しない「社会保障番号」導入構想に反対する。

年金記録問題に端を発して、年金事務や社会保障全般への住基ネットの利用拡大、さらには社会保障番号の導入が言われはじめています。

2007年5月14日の参院厚生労働委員会では、安倍晋三首相が社会保障番号制度を導入する考えを表明しました。また6月19日には、社会保障番号を格納する「健康ITカード」の導入を盛り込んだ「経済財政改革の基本方針2007」が経済財政諮問会議より答申され、同日これが閣議決定されています。また自民党でも、参議院選挙向けマニフェスト「『美しい国、日本』に向けた155の約束」で同様の主旨の方針を打ち出しています。

私たちは、個人のプライバシーを守る立場から、こうした性急な議論に大きな危惧を抱いています。そして、以下の点であらたな番号制度の導入に反対します。

- (1) 社会保障番号の導入は、現在の年金問題の解消とは無関係
- (2) 性急な制度変更は、混乱をさらに繰り返し拡大する結果に終わる
- (3) プライバシーに対するリスクを十分考慮し、「共通番号」以外の手法を採用すべき

社会保障番号の導入は、現在の年金問題の解消とは無関係

まず第一に、今回の性急な議論が「年金記録問題の解消のため」という誤った文脈で浮上したことに、大きな不安を感じています。安倍首相は、加入者が自分の年金記録を容易に確認できる方法として社会保障番号の導入を打ち出していますが、これは明らかなミスリードで、いたずらに議論を混乱させるだけです。

いま起きている事態は、単に年金記録の管理の

問題で、医療や介護の情報とは直接には無関係です。この問題を解消するためだけであれば、社会保障分野全体で横断的に利用する共通番号が必要な合理的理由はまったくありません。年金記録の確認を容易にすることにも共通番号は何ら関係がなく、正しく管理された自己情報に、本人が安全で簡易な手順でアクセスできればこと足りるはずで

性急な制度変更は、混乱をさらに繰り返し拡大する結果に終わる

第二に、性急な制度変更は、さらなる混乱を招く可能性が高く、その意味でも、社会保障番号の導入は年金記録問題の解消につながりません。

今回の問題は、基礎年金番号の導入をはじめとした様々な制度変更、社会保険庁をはじめとした行政、さらに社会全体が対応できなかったことによるものです。現制度下での混乱が収束しないまま、さらにあらたな制度変更、それも他の制度との連携をいまより必要とする変更を行うことは、より一層の混乱を招きます。

いま必要なことは、まず基礎年金番号制度の安定的運用を図ることであり、あらたな制度変更ではありません。そうした安定的運用が客観的に保証されてはじめて、あらたな制度変更の議論が可能になるはずで

プライバシーに対するリスクを十分考慮し、「共通番号」以外の手法を採用すべき

第三に、いま打ち出されている社会保障番号導入の議論は、プライバシーに対するリスクをあまりに軽視しています。それどころか、プライバシーに対するリスクと、本人の利益や公共の利益との客観的な比較考量がなされた形跡すらありません。

医療から年金、介護までカバーする共通番号で

は、その下に集積される個人情報にはあまりに膨大です。しかも、その個人情報は、特に秘匿が必要とされるセンシティブ情報を中心とするものです。また、それが効果的に運用されるには、利用を行政だけに限定することはできません。

個人情報の主体たる市民個人々々がそうしたリスクを引き受けてまで得られる利益とは何か、またはそのリスクを超える公共の利益とは何か。そのことの具体的かつ客観的な検証なくして、拙速にそうしたリスクの高い施策は選択されるべきではありません。

「経済財政改革の基本方針2007」では、「健康ITカード」のメリットとして、ICチップに記録した診療情報による医療サービスの効率化や、カードを使った認証による年金記録へのアクセスなどがいわれていますが、そうしたメリットに必ずしも共通番号は不可欠ではありません。そのメリットはプライバシーへの重大なリスクを冒してまで得るべきものなのか、この問題に関係する広範な情報主体者を巻き込んだ冷静な議論が望まれます。

前述したように、少なくとも自己情報への安全で簡易な本人アクセスに、共通番号は不要です。また、ひとつの番号の下に個人情報を集積せずに年金不安の解消や医療の効率化などをもたらすことは、法制度の改革と最新技術の導入により、いかようにも実現可能です。安易に共通番号の導入に向かうより、すでに広く知られている、プライバシー・リスク低減・回避のための技術を導入したシステム設計・開発がなされるべきで、それこそ「イノベーション」を推進する安倍内閣にふさわしい方法論ではないでしょうか。

私たちは、以上の理由から社会保障番号の導入に反対し、慎重な議論を要求します。

以上

PIJ事務局からのお知らせ

・PIJのHPに、特別レポート「アメリカにみる社会保障番号の危険性」について、掲載しました。ご覧ください。<http://www.pij-web.net/>
 ・厚生労働省に「社会保障カードの在り方に関する研究会」（座長・東工大の大山永昭さん）が組織されました。2007年9月27日に、初回が開催されました。（07年9月28日・日経朝刊に記事が掲載されています。）この研究会は傍聴も可能です。<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/09/s0927-5.html>担当は、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室。厚生労働省のHPをチェックして、次回以降、傍聴に行ける人は行ってみてください。

着々と準備されてきた 窮極のハイパー総背番号

「社会保障番号」プランの経緯

(CNNニュース編集部)

安倍前首相は「社会保障番号・ICカード（仮称「社保ネット」）という“負の遺産”をつくりかけのまま、政権をほうり投げた。この未熟で無責任な前首相は、07年6月14日の参院厚生労働委員会で、年金保険料の納付記録を確認できるようにする方法について、「社会保障番号のようなものをつくれれば処理も容易になる。個人情報保護の問題がありコンセンサスを得る必要はあるが、早急に検討しなければな

らない」と述べ、医療、介護、年金の各制度にまたがって国民1人ひとりに一つの番号を割り振る社会保障番号導入に強い意欲を表明した。

このプランは社会保険庁の年金クライシスに乗じて唐突に出されたようにもみえる。しかし、実際は、中央の省庁やIT利権も絡んでいる財界が、着々と準備をすすめてきたプランである。ここ2年くらいの動きを表にしてみると、次のとおりである。

<p>07年3月27日～厚労省「医療・健康・介護・福祉分野の情報化 Grant デザインについて」を公表 社会保障番号をICカードに格納することにより、番号と本人確認が厳格にできることになる</p>
<p>06年12年4月～厚労相が「健康ITカード（仮称）」にパソコンで本人の年金記録を確認できる機能の盛り込み案を公表</p> <p>当時の柳沢伯夫厚労相は導入を想定している「健康ITカード（仮称）」にパソコンで本人の年金記録を確認できる機能を盛り込むことを検討する考えを明らかにしている。この考えは、現在、医療や年金、介護、雇用保険でそれぞれ異なる番号が加入者に付けられているが、これを束ね各制度共通の一つのあらたな“社会保障番号”を付けるというプランに接続するもの。</p>
<p>06年9月22日～「社会保障番号に関する関係省庁連絡会議」が「社会保障番号に関する実務的な議論の整理の概要」を公表 〔詳しくは、8頁の資料～参照〕</p> <p>社会保障番号の導入が適当との最終報告をまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この社会保障番号とは、社会保障給付を受けうる人（外国在留邦人を含む日本国籍を有する人および日本に在留し外国人登録を行っている人）すべてを付番の対象とする番号。 ・付番の方法としては、基礎年金番号を活用する案（+付番対象を20歳未満の人にも拡大）、住基ネットを活用する（+付番対象を日本在留外国人にも拡大）、住基ネットをベースに新たな番号をつくる案、を提示。 ・国が運営する「社会保障番号運営機関」を創設、納税者番号や民間利用への拡大もおり込んで汎用（多目的利用）を基本とする仕組みを想定 <p>ただし、社会保障番号導入後も、既存の個別番号はそのまま継続させる。</p>
<p>06年5月31日～経済財政諮問会議に、有識者議員が「『社会保障番号』と『社会保障個人会計』の導入に向けて」を提出</p> <p>この資料では、社会保障制度の一体的改革と一元的管理を進めるためには、「社会保障番号」と「社会保障個人会計」の導入が必要であり、早急に具体的な検討を進めるべきであると言及されている。「社会保障番号」とは、給付と負担の情報を個人単位で集約するため、個人ごとに付与する番号であり、「社会保障個人会計」とは、個人レベルで社会保障全体の給付と負担の情報提供を行う仕組み。同日の会議では、社会保障番号に関する関係省庁連絡会議の設置と、「骨太の方針2006」の中に、社会保障番号の可能性を検討する旨の記述を挿入する旨を了承。</p>

07年6月14日の安倍声明後、07年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」（骨太の方針）にも社会保障番号・カード制度の検討開始が明記された。また、この骨太の方針のなかでは、税制改革に関連し、改めて「納税者番号の導入に向けて社会保障番号との関

係の整理を含めて検討する」とし、社会保障との関連では「個人が自分の健康情報、年金や医療などの情報をオンライン管理し、手続を安全かつ簡単に行うことができる仕組みの構築」が盛り込まれた。

社会保険庁の想像を絶する乱脈な事務処理や歴

代厚生労働大臣の職務怠慢の結果を、住基ネットよりもハイパーな国民総背番号制である「社会保障番号制」とすり替えようとする安倍前政権の無責任な対応にはあきれ半ばだ。社会保障番号を導入したところで、怠惰で傲慢な公務員たちのミスが減るわけがない。また新たに番号を導入したら、移行の際にまたミスを重ねるのがオチに決まっている。

社会保障番号を一つに束ねてそれを汎用すれば、情報の漏洩のリスクもかえって格段に高まるのは当然だ。こんなこともわからないほど、経済

財政会議や社会保障の在り方に関する懇談会に参加している吉川洋、宮島洋、石弘光とかいった学者もぼけてはいまい。背後で操っている狡猾な役人の高笑いが聞こえてきそう。ともかく、こんな公共事業にまた税金をムダ遣いされたのでは国民・納税者はたまったものではない。役人が起こした年金クライシスが、どうして国民のプライバシーの国家管理プランに結びつくのか解せない。ちゃんと説明を受ければ、国民の大半は誰も社保ネット導入プランなどに賛成しないはずだ。政府は、説明責任を果たしていない。

資料 平成18年9月22日
社会保障番号に関する関係者連絡会議

『「社会保障番号」に関する実務的な議論の整理』の概要

【はじめに】

- 「社会保障番号」については、骨太方針2006において、「社会保障番号の導入など社会保障給付の重複調整という視点からの改革などについても検討を行う」とされたことを受け、内閣官房に関係省庁の実務者レベルで構成される連絡会議を設置し、「社会保障番号」の具体的イメージ、課題、メリット、費用等について、実務面から検討を行い、整理した。

【検討の前提】

- 「社会保障番号」は、保険者や行政機関が資格管理や給付管理等の業務に利用するため、被保険者等に各制度や保険者を通じた共通の一つの番号を付す仕組み。
- 個人に付番するということは、その個人を特定する4情報（氏名、性別、生年月日、住所）等を基に、ある時点で特定の番号を割り当てるといったことである。その後、住所等が変わってもその本人を特定するものである。「社会保障番号」を導入する場合にも、4情報等の的確な把握、更新が必要。

【番号の在り方】

- ① 対象者
 - 「社会保障番号」は、社会保障給付を受け得る者（日本国籍を有する者及び日本に在留し外国人登録を行っている者）の全てに割り当てることが適当。
- ② 方法
 - 付番の方法としては、次の3通りが考えられるが、それぞれ課題を解決することが必要。
 - 基礎年金番号を拡張する場合
 - ・ 対象年齢を0歳まで拡大（現在、原則20歳以上）
 - ・ 基礎年金番号が未付番の年金未加入者等に対する付番
 - ・ 重複付番の解消、社会保障庁と共済組合の連携強化
 - 住民票コードを拡張する場合
 - ・ 外国人に対する付番
 - ・ 全ての市区町村の住基ネットへの参加（現在、不参加の団体が存在）
 - 新たな番号を創設する場合
 - ・ 新たな番号を創設する場合、これに伴う費用が必要。住基ネットの4情報を基に付番すれば、追加的費用は相対的に低くなると予想。

資料

- ウ. 新たな運営機関を設置する場合
行政改革の趣旨に留意しつつ、慎重に検討すべき。

【導入のメリット】
(現行のサービス等を前提とした場合)

- 現行のサービスや制度を前提とすると、社会保障分野において、制度や保険者を跨がる事務処理を行う必要がある場合、現在、各制度固有の番号や4情報等を用いて個人情報を実査しているが、「社会保障番号」を用いれば、その実査を簡易迅速に行うことができるようになる。

※ 制度や保険者を跨がる事務処理の効率化の例（効果額は、いくつかの前提を置いた上で粗い試算であり、定量的な効果以外に定性的な効果もある）

(老齢厚生年金と雇用保険基本手当等の併給調整事務)

【現状】 雇用保険の支給に係る情報の提供を受けるとともに、基礎年金番号と雇用保険被保険者番号を入力し、老齢厚生年金の支給停止の調整を実施

【導入後】 「社会保障番号」のみ入力すればよいこととなり、効果額は、年間約200万円（委託費の減）

(年金からの介護保険料引き)

【現状】 社会保障庁から市町村に年金受給権者情報を提供し、市町村が4情報を基に本人確認を行い、対象者とその額を社会保障庁に通知

【導入後】 4情報による確認を社会保障番号による確認に変更することにより、事務処理時間が短縮されると仮定すると、その効果額は、年間約2,200万円（市町村人件費の減）

(注) 数字については、幅を持って見る必要がある。

- 「社会保障番号」の導入により、国民は複数の番号（各制度固有の番号）を保管する必要がなくなり、一つの番号で社会保障や労働保険関係の手続きや問い合わせを行うことができるようになる。
- (新しいサービス等を展望した場合)
- 制度を跨がる同様の給付について、保険者や行政機関等がオンラインで結ばれ、必要な情報が伝達されるシステムが構築されれば、給付申請漏れを未然に防止することも期待できる。
- 今後、社会保障分野において、国民の利便性の向上や個人に対する給付と負担に関する情報提供の充実等の観点から、各制度や保険者を跨がる新たなサービスの導入を検討しようとする場合、「社会保障番号」を用いれば、現行の各制度のシステムであっても必要な情報を個人別に取り出し、整理することが容易になり、そのサービスの導入に資する可能性がある。(注)
- (注) 各制度のシステムを統合的に運用する上で必要な改修や刷新には費用がかかるが、社会保障番号の導入はその費用の節約にもつながる可能性がある。

資料

③ 各制度固有の番号との関係

- 各制度固有の被保険者番号等には、地域、事業所等の情報が含まれており、「社会保障番号」を導入したとしても、各制度固有の番号等は必要（併用）。

「社会保障番号」のイメージ(例)

※各制度の特性に基づいて、事業所等の情報を管理する必要があるため、「社会保障番号」を導入しても、各制度固有の番号等が必要。

【運営機関】

- 「社会保障番号」の付番・管理を行うためには、全国で一つの機関を設置する必要。次の3通りが考えられるが、それぞれ課題がある。
 - 社会保障庁を活用する場合
社会保障庁改革法案（継続審議）に基づき、「ねんきん事業機構」を設置するなど、社会保障庁の解体的措置を行うこととされており、社会保障庁が新たに「社会保障番号」の運営業務を担うことについては、十分な議論が必要。
 - 住民基本台帳ネットワークの指定情報処理機関を活用する場合
指定情報処理機関には、個人情報保護の観点から、他の行政機関等が保有する情報の収集・管理を行うことができる権限は付与されておらず、指定情報処理機関が新たに「社会保障番号」の運営業務を担うことについては、十分な議論が必要。

資料

- 納税者番号や民間での一般利用など社会保障分野以外において「社会保障番号」を活用しようとする場合には、名寄せ手段等として広く利用することなどにより、各々の分野でのメリットが考えられる。

【導入の費用】

- 「社会保障番号」の導入費用については、その具体的な仕組みや運営機関をどの主体が行うのか等を決定する必要があるが、いくつかの前提を置いた上で、粗い試算を行った。

※ 費用の試算（いくつかの前提を置いた上で粗い試算）

① 運営機関に要する経費	初期経費 60億円程度、経常経費 1億円程度
② 各保険者に要する経費	初期経費 190億円程度、経常経費 3億円程度
③ 医療機関、介護事業者等に要する経費	初期経費 380億円程度、経常経費 40億円程度
④ 周知広報等に要する経費	初期経費 120億円程度、経常経費 1億円程度

この他、情報セキュリティに最大限配慮したネットワーク構築費、各保険者・医療機関等の端末導入に要する経費を考慮すると、さらに、初期経費 490億円程度、経常経費 730億円程度がかかることになる。

(注) 数字については、幅を持って見る必要がある。

- 費用分担の在り方については、どの番号をベースに構築していくかということや、この番号システムが社会保障以外の分野で利用される可能性もあることなどに留意しつつ、今後、総合的に検討すべき。

【国民の理解（個人情報保護等）】

- 「社会保障番号」導入の是非を検討するに当たっては、個人情報保護の在り方について国民的な議論を行い、コンセンサスを得ることが必要。
- 今後、将来的な社会保障分野における新たなサービスの導入や、社会保障分野以外における利用についての方針を明らかにし、そのメリット及びコストについて十分な議論を行った上で、「社会保障番号」導入の必要性について国民の理解を得ることが不可欠。

社会保障番号 (SSN) の危険性をアメリカに学ぶ

住基ネットに次ぐ「社会保障番号」導入を許せば、 国民は「なりすまし犯罪」で地獄をみる

— 連邦議会でのSSN濫用によるなりすまし犯罪規制の動向

PIJ 代表 石村 耕治

社 保庁の年金記録騒動のどさくさに紛れて、2007年6月14日に、安倍前首相は「社会保障番号」制度を導入する考えを示した。国民1人ひとりに個人番号をつけて、公的年金に加え、健康保険や介護保険などを含めて加入歴や保険料納付歴、受給の状況などを一括して番号管理する仕組み。また、社会保障番号に加え、各種社会保険加入歴・納付歴・受給歴、病歴などの情報を入力できるオール・イン・ワンICカードを国民全員に配布、携帯させるプラン。

その後、6月19日に閣議決定された2007年の「骨太の方針」には、納税の管理についても、この社会保障番号を活用する提案が、盛り込まれた。また、税制改革に関連し、「納税者番号の導入に向けて社会保障番号との関係の整理を含めて検討する」とし、社会保障との関連では「個人が自分の健康情報、年金や医療などの情報をオンライン管理し、手続を安全かつ簡単に行うことができる仕組みの構築」を盛り込んだ。

「社会保障番号」といえば、アメリカの「社会保障番号 (SSN = Social Security Numbers)」がよく知られている。アメリカは、久しくSSNの自由な利用を放置、拡大させてきた。今やSSNは、個人の社会生活、経済活動のあらゆる場面で使われる「マスターキー」、つまり事実上の国民背番号と化している。このマスターキーを使った「なりすまし (身元盗用)」犯罪や、消費者信用報告書の中のSSN、氏名、住所、生年月日など「クレジット・ヘッダー (見出し情報、本人確認基本情報)」の取引自由化によるプライバシー侵害事件などが多発している。

連邦議会は、次々と暴かれるSSN犯罪の深刻化にお手上げの状態だ。SSNの利用制限などの対策を打ちだしてきてはいる。しかし、SSNを「ツール」に使った犯罪の増殖にお手上げの状態だ。いまだ抜本策を打ち出さないでいる。連邦議

会下院歳入委員会は、SSN問題で、2000年以降2007年まででも過去16回も公聴会を開催してきている。

今回は、07年6月21日に連邦議会下院歳入委員会社会保障小委員会「なりすましから社会保障番号にかかるプライバシー保護に関する公聴会 (Hearing on Protecting the Privacy of the Social Security Number From Identity Theft)」で行われた12証人の証言のいくつかを抜粋し、邦訳 (仮訳) して紹介する。SSN犯罪対策をめくり苦悩するアメリカ総背番号社会の実情を知るうえで有益な資料となるはずだ。また、アメリカの苦悩する現実、安易に危険な制度の導入をはかろうとするわが国にとり、よき反面教師となるはずだ。わが国の社保ネットプランは、アメリカのSSNシステムよりも格段にすすんだ仕組みだ。こうしたハイパーな国民監視システムの導入により、データ監視列島化、なりすまし犯罪地獄化の途を歩んではならない。この公聴会での証言 (邦訳) が、わが政府、その背後にいるITハイエナ企業・役人・政府系学者などが唱える危険な「社会保障番号」「社会保障ICカード」導入論を、批判的に検討していくための有益な資料になれば幸いである。

連邦議会下院「SSN犯罪対策」公聴会

2007年6月21日、アメリカ連邦議会下院歳入委員会・社会保障委員 (Subcommittee on Social Security) は、「なりすましから社会保障番号にかかるプライバシー保護に関する公聴会 (Hearing on Protecting the Privacy of the Social Security From Identity Theft)」を開いた。この公聴会では、小委員長の開会宣言に続き各界から選ばれた12人の証人が証言に立った。今回は、3人の証言を選んで邦訳 (仮訳) 紹介する。

マイケル・R・マクナルティ小委員長の開催宣言

本日の公聴会では、まず、なりすましにおいて社会保障番号 (SSN) が演じている役割に注目し、SSN がなりすましで有用な道具にならないように、プライバシーと安全を高める対策に焦点をあてて審査します。

不法な手段でSSNを入手したり、盗んだりすることが、なりすましのカギとなっています。この社会保障に関する小委員会は、なりすましやSSNのより適切な保護対策を練ることに強い関心をもっています。事実、過去7年間にこの課題で16回も公聴会を開いています。

なりすましは、アメリカでは最も急速な伸びを示めている犯罪の1つです。連邦取引委員会 (FTC = Federal Trade Commission) の調べでは、過去12カ月間だけみても、なりすましの被害者は、1000万人、つまり合衆国の成人人口の5%近くにのぼっているとのことです。インターネットや無料の緊急電話をとおして、FTCは、なりすましの被害者あるいはなりすましから自分を守るための方法を求めて、毎週15万件~20万件の問い合わせを受けているとのことです。

なりすましは、個人の名声を傷つけ、信用度を台無しにしてしまいます。なりすまし犯罪者は、年老いた退職者の家を奪い取ったり、他人が不正に本人の身元を使って犯した犯罪で、無実であるその本人が逮捕されてしまうという原因にもなります。なりすまし犯罪者は、若い子どもの将来の信用度を台無しにしてしまうこともあります。

FTC報告書によると、個人が自分の名声と信用歴を取り戻すために使った費用は年50億ドルにも達するとのことです。また、企業がなりすまし関連犯罪で年間にあう被害額は500億ドルに達するとの報告があります。

被害者は、なりすまし犯罪が起こした損害額を賠償するために数年を費やすこともあるとのことです。事実、私どもは、前会の議会にこの小委員会で証言をいただいた被害者であるニコル・ロビンソンさんは、依然として自分の信用歴



社会保障番号 (SSN) カード・サンプル

を回復できないでいます。ロビンソンさんに前議会で証言をいただいたあと、この小委員会のスタッフが信用報告機関と掛け合いましたが、彼女が自分の身元の盗用に気づいてから7年たっていますが、いまだ身元盗用を体験し続けています。

社会保障庁 (SSA = Social Security Administration) および同庁の監察総監は、社会保障番号やその発行手続の清廉性と安全性を高めるために真摯な努力をしています。しかし、SSAは、本来、政府機関や民間部門での社会保障番号の利用を規制する権限を有していません。

今日、私どもは、なりすまし問題の検討を続けている政府機関およびなりすましで被害をこうむった人たちの代表から意見を聴きたいと思えます。また、社会保障番号 (SSN) を利用している企業や政府機関からの聴き取りをしたいと思えます。さらに、私どもは、政府および民間部門でのSSNの利用を制限することによってSSNを適切に保護するための対策について聴き取りをしたいと思えます。

私は、社会保障番号を入手しようとする犯罪者その他不正を行う者がそれを行うことを極力難しくするための立法をすすめるように求められています。私は、本日、どうしたらこの問題と解決策を探ることができるのかの理解を深めるに役立つ証言がなされることを歓迎しております。

チャールズ・E・シュマー上院議員 (NY州選出) の証言

マクナルティ小委員長、それからジョンソン幹部議員、おはようございます。公聴会にお招きくださり、ありがとうございます。〔中略〕

私どもは誰でも、なりすましがあるときに、社会保障番号があらゆるドアを開く黄金のキーであることを思いおこします。あなたが誰かの社会保障番号を入手できるとします。この場合、あなたは、その者を人間とみないで、カネを盗んだり、

信用を台無しにしたり、しまいにはその者の人生を滅茶苦茶にできるわけです。

私の証言では、とりわけなりすましの危険性の1つに焦点をしばり、議会はそれに対して何をすべきか、について話したいと思います。私は、本日、私の要請に基づいて連邦政府検査院 (GAO = Government Accountability Office) が作成した新しい報告書を披露したいと思います。この報告書は、オンライン化された公的記憶に記載された社会保険番号に関する潜在的な問題の焦点をしばったものです。

あなた方の租税先取特権あるいは離婚判決が公的記録として残された場合、官公署で保存されます。したがって、その者を追跡調査する場合には、そこへ行かなければなりません。ところが、今日では、政府機関は、しだいに多くの公的記録をインターネットに掲載するようになってきています。

事実、連邦政府検査院 (GAO) は、50州のうち40州で、しだいに多くの官公署が市民の公的記録をインターネットで公開するようになってきている、と報告しています。今日、こうしたオンライン化された記録は、コンピュータを操作すれば誰でも検索できるようになっています。しかも、無料であることも多いわけです。

記録保存担当者は、ファイルをオンライン化する場合、情報がより透明性が高く、また情報にアクセスしやすくしたいと思うわけです。これは、私も重要なことであると考えます。

しかし、私どもは、公的なアクセスについては、市民をなりすましにさらすことにつながらないような方法で、これを認める必要があるわけです。

GAOの言葉を借りれば、こうしたオンライン記録は、社会保険番号を含む個人情報への「潜在的に無制限なアクセス」を認めるかたちになっているわけです。

驚くほどではないかもしれませんが、なりすまし犯罪者が、自分らの犠牲者を食物にするために、オンライン化された公的記録を使ったケースがあるということです。しかも、GAO報告書では、公的記録のオンライン掲載が増えてきているというのです。とすれば、私どもは、こうしたオンライン掲載実務を野放しにしておくことはできないわけです。

GAO報告書は、公的記録のオンライン掲載は、メリットよりもデメリットの方が大きいとし

ています。世の中が変わっているのに、私どもの法律は時代遅れになっているわけです。

議会はこの問題に対処しないといけません。私は、ここ下院にいるよき同僚の方々がこうした対策の必要性を支持することを望んでいます。

第一に、私どもは、9ケタの社会保険番号の最初の5ケタ、ないし最後の4ケタを表示しないような統一基準をつくる必要があると思います。

よい知らせがあります。連邦機関は、公的記録に記載された社会保険番号の最初の5ケタを非表示とする対策をとりはじめました。しかし、非常に悪い知らせもあります。情報業者やその種の企業が、逆に、最後の4ケタを非表示としはじめたということです。

これは、一方が他方で何をやっているのかわからないという政府の対応の悪さを示す古典的なケースといえます。

これでは、9ケタの社会保険番号をなりすましに使うために、番号の断片を公的情報源を使ってくっつけることを容易にします。GAOは、たった1時間もあれば、机上で、この問題に対応が可能だったわけです。このままでは、なりすましは、世界中どこからでも可能になるわけです。

〔中略〕

こうしたわけで、私は、公的機関や民間企業がどういう基準で非表示部分を決めるべきか社会保障庁がその基準をつくるように求めるあらたな法律の制定をしたいと考えております。〔中略〕

第二に、私どもは、州や地方団体の記録保存担当者は、インターネットに社会保険番号を掲載してはならないということを確認する必要があるということです。私は、前議会会期にも、こうした記録保存担当者がインターネットに社会保険番号9ケタを掲載するのを禁止する法案を提出しましたが、今議会にも再提出しようと思っています。

この報告書にあらたな証言を残すためにも、私の法案はできるだけすみやかに可決されることを望んでいます。この法律は、社会保険番号を見つけ出したり、あるいは隠したりするソフトのような、今日の進歩した技術にも、現実的な対応を可能にするものです。

自治体、つまりカウンティの事務官や記録保存担当者は公務員です。この人たちは、市民を守る対策をとるべきです。記録保存担当者が記録をオンライン掲載したいとします。これが望ましいとしても、こうした記録に記載された社会保険番号の全部または一部は非表示とされるべきです。

私の法案では、司法省が、法律違反をした官公署に罰則を科し、禁止措置を命じることができる仕組みになっています。また、私の法案では、古い記録から社会保障番号を削除したい官公署に、人的資源提供を含め、その権限を認め、記録保存担当者への支援策も講じております。

最後に、政府検査院 (GAO) は、民間企業が毎年大量の公的記録を購入している旨を報告しています。私どもは、こうした実務についてもっと知る必要があります。私は、すでにGAOに対して調査するように求めました。

現在、どの程度の頻度で公的記録が売買され、その理由、さらにはその行き先などは不明です。この報告書では、こうした大量の記録は海外にあり、したがってそこに記録された社会保障番号はアメリカ法の保護の枠外にあるとの事実を暴いています。

GAOが調査結果を報告したときに、議会は、抜け穴の封鎖にすみやかに動く必要があります。私どもの個人情報を売買することについて、何の監視もなく、夜の暗闇に紛れた出来事のような類のものであってはならないわけです。

今日の技術の強大なパワーには、そうした技術を規制しかつ不測の被害を避けるための大きな責任がともなっていると いえます。私が本日の報告で端的に述べた対策では、リスクについてはふれておりません。また、私は、アメリカ人をなりすましから保護するための対策の実現に向けて同僚の賛同を望んでおります。

最後に、今回の検討を行った連邦政府検査院 (GAO) の卓越した作業に対してこころから賞賛を送る次第です。

それから、私どもが社会保障番号を保護するための挑戦をする必要があるとの認識を持った本小委員会に対してお礼を申し上げます。また、本日この機会を与えてくださったことにも感謝申し上げます。

M・ローテンバーグ電子プライバシー
情報センター常務理事の証言

マクナルティ小委員長、ジョンソン幹部議員、それに小委員会の委員の皆さま、社会保障番号の不正利用とエスカレートするなりすまし問題に関して証言をする機会を与えてくださり、ありがとうございます。

私は、マーク・ローテンバーグ (Marc Rotenberg)

と申します。私は、電子プライバシー情報センター (E P I C =Electronic Privacy Information Center) の常務理事を務めております。E P I C は、ワシントン D . C に本拠を置く超党派の調査団体です。1994年に創設されました。E P I C は、社会保障番号にかかるプライバシーに関する主要なケースに参加し、また、個人情報の不正利用を防止し社会保障番号に対しプライバシー保護対策を講じる必要性に関して議会で常に証言を行ってまいりました。

2週間前の証言で、私は、小委員会で、雇用適格証明システム計画に関し、プライバシー保護措置の強化を訴え、そのパイロット基本計画は社会保障番号 (SSN) への依存度を強めることにつながり、一層誤った方向へすすむであろうとの警鐘を鳴らしました。それから、約1年前、私は、この小委員会の委員の方々と、社会保障番号を国民背番号 (national identifier) として使うことを拒否すること、さらには、広がるなりすまし問題に対処するに十分なプライバシーの発展と安全保護措置を講じることについて議論をしました。

本日、私は、合衆国におけるなりすましの劇的な増加に焦点をしばって証言をいたします。この増加は、直接的には社会保障番号の不正利用に原因があります。したがって、社会保障番号の利用制限と、より強固で適切な身元確認制度の開発が必要であります。

【社会保障番号の変容】

社会保障番号 (SSN) は、特定の、限定目的でデザインされたプログラムが、改変され、本来意図されていなかった目的へかたちを変えていき、場合によっては破滅的な結果を招く、いわゆる「目的外膨脹 (mission creep)」の古典的な例といえます。社会保障番号の普及、個人を特定し識別するための利用は、プライバシーと金融の安全にとり脅威になっています。

本日の公聴会では、社会保障番号とIDカードの利用拡大にともなうリスクに力点を置いています。

社会保障番号 (SSN) は、1936年に社会保障法を執行する目的で創設されました。SSN は、社会保障基金への勤労者の拠出金を管理することが唯一の目的だったわけです。立法者や一般大衆は、当初から、大量の個人情報のふりわけに使われたり、市民の行動を追跡したりできる監視システムに対して不信をあらわにしておりました。SSNはこうした潜在的な濫用の可能性を秘

めていたために、SSNはもっぱら社会保障制度に利用するものであるとの宣言を行った社会保障委員会が発行した最初の規則に対する市民の関心は非常に高いものでした。

にもかかわらず、ときがたち、法律は、SSNを社会保障制度の管理とは無関係な目的に使うことを認めていきました。例えば、1961年に、議会は、内国歳入庁がSSNを納税者番号として使うことを認めました。

1973年に発行されたプライバシーに関する主要な政府報告書では、社会保障番号の利用や不正利用についての多くの問題を掲載しています。それを讀むと、今日、私たちが直面しているのと非常に似た問題があったことがわかります。もちろん、当時は、「なりすまし(身元盗用・identity theft)」という言葉は使われておりませんでした。

『記録、コンピュータと市民の権利(Records, Computers and the Rights of Citizens)』では、「統一共通認識番号(Standard Universal Identifier)」の危険性を指摘しており、その番号が、いかに権利侵害的なプロファイリングに活用され、そうした利用の多くは、1936年法の当初の目的とはまったく一致しないことを指摘しています。報告書は、SSNの利用にいくつかの制限を課すことを勧告しております。とりわけ、法的には、「SSNの利用禁止、販売促進あるいは商業目的ではSSNにかわる番号の利用」の道をとるべきであると指摘しております。

1974年の画期的なプライバシー法の制定にあたり、議会は、共通識別番号としてSSNを汎用(多目的利用)することの危険性を認め、SSNの利用制限の規定を盛り込みました。プライバシー法は、個人が自分のSSNの提示をしなかったことを理由に行政機関がその個人も権利、利益、もしくは特権を与えないことは違法であるとなりました。プライバシー法7条は、「いかなる機関も、個人に対してその者のSSNの提示を求めるときには、その個人に対して、提示が強制か、任意か、どのような制定法に基づいて番号の提示を求めているのか、さらには、何にそれが使われるのか」を告知しなければならないことになっています。プライバシー法は、議会在共通識別番号としてSSNを汎用することの危険性を認識した旨を明確にしています。

議会上院の委員会報告書では、官民双方の部門の共通識別番号としてSSNを汎用することは、「国家のプライバシー政策に関する最も重要な声

明の1つ」となるとしています。プライバシー法は、直接にSSNの利用禁止をせずに、7条で、「いかなる機関も、個人に対してその者のSSNの提示を求めるときには、その個人に対して、提示が強制か、任意か、どのような制定法に基づいて番号の提示を求めているのか、さらには、何にそれが使われるのかを告知しなければならない」と定めています。この規定は、番号の徴収ができる法的権限が明確な限りにおいてそうした目的に番号を使うことを認めるといふかたちで番号の利用制限をしようとしているわけです。市民は、番号の提示が法律上の要件ではないし、また、SSNの不提示が機会の喪失につながることはない旨の告知をしっかりと受けられれば、SSNを提示する必要はないし、機関は本人確認の方式としてSSNを使うことはないであろうとされていました。

ところが、現実とは異なり、今日、SSNは、多かれ少なかれ、私たちの最もセンシティブで個人的な情報を集めるキーとなってしまっています。例えば、金融界は、個人のSSNをキーに使った記録システムを立ちあげています。このシステムでは、アメリカ人成年人口の90%に近い人たちの個人情報と金融情報を収集しています。しかも、こうした情報は、事実上、なんの法的制限を受けずに、自由に売り買いされています。また、与信者(クレジット会社)は、申請者の身元を確認する場合にSSNに依存しています。数多くのなりすまし事件においては、犯人が盗んだSSNとそのSSNの名義を使ってクレジットの申請をすることから起きています。氏名、住所、電話番号に、犯人と被害者のものが混じり、照合できないはずであるのに、実際は、証明手段としてSSNだけに依存しているために、口座開設および与信申請がパスしてしまいます。

行政でさえも、SSNとそのSSNの名義人へののみ依存しており、なりすましに引っかかりがちです。盗んだSSNで不正な確定申告をし、他の市民の還付金をせしめるというのがあります。SSNの名義人本人がみずからの確定申告をした場合、二重であるとして還付が認められなくなります。あるいは、還付が認められるためには問題を処理する時間を費やす必要にせまられるでしょう。

【大統領なりすまし特命作業班と、SSNとなりすましの関係】

社会保障番号の不正利用の増加と、それにとも

なうなりすまし問題には、ホワイトハウスも注目をしております。2006年5月に、大統領は、なりすまし特命作業班（Identity Theft Task Force）を立ち上げました。ねらいは、「盗んだ身元で不正取引をする犯罪者を追跡し、この破壊的な犯罪からアメリカ人家族を保護すること」にあります。この特別作業班は、司法長官と連邦取引委員会（FTC）委員長がトップの組織で、市民の金融情報の保護することと、FTCの年次報告書の中ではアメリカの消費者が最も関心をもっているとされるなりすまし問題への恐怖を少なくすることが使命です。

E P I Cは、特命作業班の会議に参加しております。そこで、詳細にわたり意見を述べております。私たちE P I Cは、あらゆる行政のレベルでSSNへの依存度を減らすべきであるとの特命作業班の勧告を支持しております。

SSNの利用を削減したり、行政機関が収集するデータ量を制限することは、消費者データの安全を確保するための基本です。とりわけ、公的部門での制限は重要です。なぜならば、政府は、個人に対してその人の本人確認情報を開示するように強制する権限があるからです。政府機関が収集した個人データは、公的記録として頒布されてはならないし、あるいは民間部門へ売却されてはなりません。特命作業班は、社会保障死亡記録、破産記録、その他裁判所の記録、出生・死亡記録、その他一生涯の記録など、公的に入手できるSSN源の重大さにもっと注目すべきです。

また、私たちE P I Cは、企業によるSSNの不正利用が増加している問題を指摘しております。

したがって、特命作業班は、民間部門でのSSNの利用についても注意深く調査しかつ分析をすすめるべきです。なぜならば、民間部門でのSSNの利用がなりすまし問題に深く関係しているという証拠があるからです。民間企業がSSNを売買することやSSNを表記することを制限するのは、なりすましとの戦いを検討するには重要です。民間部門は、SSNを身元確認番号として利用することをやめなければなりません。こうした目標を達成することは、エンパイアー・ブルー・クロス社が、同社の4800万の顧客の識別番号をSSNから他に変えたことからみても、可能なことです。

大統領特命作業班は、社会保障番号（SSN）の不正利用となりすまし犯罪との関係を認めています。しかし、的確な保護措置については計画し

ていません。大統領特命作業班によりますと、「なりすまし犯罪者にとりSSNはとりわけ重要である。なぜならば、SSNは、しばしば消費者の身元確認の証明に使われる情報の断片をつなぎ合わせるキーとなっているからである」といっています。また、SSNは、行政や民間部門の企業において、個人の身元確認のために一般的に使われています。特命作業班は、「SSNは、今日、市場においては、消費者とその者の記録（クレジットカードファイルを含む）とを照合、さらには、証明手続の一環として、幅広く使われている。」と指摘しています。端的にいいますと、ユーザーの氏名とパスワードとしてのSSNの機能は、個人を識別しかつ本人確認するための一片の証明情報であり、カギをかけるとカギをはずす役割を一体化したものとイえます。SSNの本人確認方法としての利用、そうした利用の普及により、最もセンシティブな情報の多くは、電子メールアカウントに施されたレベルの低水準のセキュリティ（安全）すら与えられていない状況におかれているわけです。

特命作業班は、「SSNは、犯人にとり重要な一片の情報である。そして、SSNが広く入手可能になるにつれて、なりすましの危険性も増大してきている。」「SSNを身元確認番号として利用することは問題であるにもかかわらず、連邦政府は、各種の行政プログラムにおいて個人を識別するために日常的にSSNを利用している。SSNは、メディケアの健康保険請求番号として使われたり、農務省（USDA）の補助金交付の確認番号としてまでも使われている」と指摘しています。

【なりすましはSSNの不正利用の結果】

昨年度、連邦司法省（DOJ = Department of Justice）は、悪質ななりすましかつで507人の被告を処罰しました。最近のニュースリリースの中で、起訴された事件を紹介しました。司法省が取り上げたケースの多くが、被告による違法行為目的での社会保障番号の不正利用に関するものでした。

事件の1つを紹介します。この事件では、女がハリケーン・カトリーナの通過にともなう連邦危機管理庁（FEMA = Federal Emergency Management Agency.）からの搾取の罪で75カ月の懲役を宣告されました。この被告の女は、他人の社会保障番号を使ってFEMAから災害救援金を搾取する

ねらいで28もの架空請求をしました。被告は、FEMAからカネをせしめたあと、不動産、モバイルホーム、電化製品、家具その他の物品やサービスを購入していました。

ほかの事件があります。この事件では、6人の被告がたてた「フィッシング (phishing)」スキームで、大手プロバイダーのアメリカン・オンライン (AOL) 加入者が被害を受けました。被告らは、虚偽の電子案内状が入った大量 (spammed) 電子メールを何千ものAOL加入者に送りつけました。加入者は、親切そうな案内状を開くと、自分の銀行口座、住所、社会保険番号といったセンシティブ情報を打ち込まない限り、AOLにアクセスできなくなるトロジャン (trojan) というソフトに遭遇することになりました。被告らは、盗み取った情報を使って模造のデビットカードをつくりました。そのカードを使って、ATMから現金をかすめとりました。また、オンラインショッピング、小売業者から物品やサービスを購入しました。〔中略〕

もう1つの事件があります。この事件では、被告が、カネを受け取り、社会保険番号その他秘密の情報を使って、ヒューレッド・パッカー (HP) 社の役員と、その役員が情報提供したと思われるメディア・レポーターやその家族の個人的な電話通話記録を入手したことが問われました。この事件は、他人が加入者になりすましてセンシティブな通話記録を搾取する「プリテキストティング (pretexting)」の典型例です。司法省が最も注目する事件として公表されました。

さらに、19歳のイーピング・エスコバーが関係した事件があります。この事件で、エスコバーは、大手小売業ウォルマートから400ドルの商品券の束を買いました。それを換金し、電化製品を買いました。エスコバーは、さまざまなギフトストアで、雑貨のショッピングで浮かれ騒ぎを続け、11万2千ドルの商品を購入しました。結局、彼は、総額で100万ドルもの商品を買いました。この事件を、フロリダ州ビル・マッカラム司法長官のもとで検事補として扱ってきたामी・オスターヤング氏は、エスコバー訴訟を「マネーロンダリングの現代版」と称しています。また、この事件の捜査官は、大手小売業TXJからハッキングで得たデータは～報告されたものではこの国での最大のデータ漏えいにあたりますが～最も大胆な犯罪的な換金事件の証拠とみています。TXJは、この事件を1月に公表しました。

TXJによると、この事件は、顧客の運転免許証番号に社会保険番号が使われており、それが盗まれたということが原因であり、なりすましを防ぐためにはクレジット監視サービスがどうあるべきかを教えてくれている、と話しています。ちなみに、損害賠償はすでに終わっています。

【最近の連邦政府でのSSNの漏えい】

社会保障庁の監察総監室は、社会保険番号の不正利用に関し、2006年9月30日までの過去1年間に調査を開始したのは、不正事件9万9千件のうちの16%であるとしています。社会保険番号データ保有の漏えいに関し、その数は上昇中ではありますが、次の事件を検討してみます。

マルシャ・バーグマイヤーという女性は、退屈だったので、イリノイの彼女の農場の名称でインターネット検索をしていました。彼女は、連邦歳出を監視する市民団体・OMBウオッチが立ち上げたウェブサイトのリンク fedspending.org を発見しました。そのサイトへのクリックを繰り返しているうちに、農務省プログラムのもとでの彼女の農場のローン額について情報を含む彼女に関する調査データベースに行き着いたのです。そこには、彼女自身のSSNはもちろんのこと、2万8千ものSSNのリストを発見したのです。インターネットで誰でもそこへたどり着けるのです。そのサイトには1996年以降のものが掲載されていました。その主体がまさに合衆国農務省なわけです。

国防省は、ほとんどすべてのことに社会保険番号を使っています。軍名簿から兵隊の首にぶら下げるドッグタグにまで及びます。2006年以降、約3千万人の現役および退役軍人のデータが4つの軍務局から盗まれています。この数値は、合衆国で紛失したり、盗難にあったとして報告された総計1億件の30%にも及びます。きわめて大量なわけです。

軍人は、軍務以外に対処しなければならないことがたくさんできています。次第に、詐欺師たちは軍人へ目をむけ始めています。『USトゥデー』の報告によると、ジャコブ・ディスモア海兵隊伍長22歳は、2006年にイラクから帰還して、誰かがサンジェゴで、彼の個人情報を使い、クレジットカード口座を開設し、Tシャツ業を営み、ディスモアの資金で家まで購入している事実を知りました。

細かい金融記録を保存している海軍を退役した

下級の軍人アール・ラウリー氏は、自分の口座に関する怪しげな行動について、軍務局が盗難にあったラップトップのPCに直接関係があるのではないかと疑っていました。アール・ラウリー氏は、自分のプライバシー情報には非常に注意を払っています。彼は、私書箱を使い、書類はシュレダーにかけ、オンラインバンキングも避けています。アール・ラウリー氏は、ラップトップが盗まれるまでは、クレジットカード口座申請を確認する奇妙な電話をもらうなどの問題を抱えたことはありませんでした。

アメリカ赤十字は、これまで軍人の家族に警告を発することはありませんでした。ところが、なりすまし、最も下のレベルまで群れをなしてやっています。現役軍人の家族のもとに、詐欺師が、赤十字を装って、イラクに駐留する軍人についての不幸なニュースを伝える電話をかけてきています。詐欺師は、家族に対し、最愛の人がドイツの病院へ空輸されたのだが、彼の個人情報が提供されるまで治療を始められない状況にあるということです。よく考えてみてください。赤十字があなたを見放すことがあるかどうか。次に、自分は被害者であるということ。

これだけではありません。この小委員会の委員の方々が選出されたどの州の人たちも、これまで大量の情報漏えいを経験しています。

- ・ ミシガンにおいて、レービン (Levin) 連邦議員は、デトロイトにあるミシガン州地域保健省で小さなメモリー媒体を紛失しました。その媒体にはミシガン州民4000人分の個人情報とSSNが入っていました。
- ・ ミネソタとノースダコタの州民268人分のメディケア薬剤給付申請書が保険代理店のカギのかかっていないロッカーから盗まれました。申請書には、申請者の氏名、住所、生年月日、SSN、銀行取引情報が記入されています。
- ・ ペンシルバニアのダンモアにある州運輸省の運転免許施設には、1万1千人分を超える運転者の社会保障番号 (SSN) の入ったコンピュータ設備があります。それが盗難にあいました。また、免許発行とID写真を撮る機械が盗難にあいました。
- ・ 昨年2月、デービス (Davis) 連邦議員は、アラバマ・バーミンガム大学でコンピュータを盗まれました。そこには、肝臓提

供希望者と受領希望者1万人分の社会保障番号 (SSN) と個人情報が入っていました。

- ・ カリフォルニアでは、どのようなデータが漏えいしたのか定かではありませんし、余りにもケースが多く適切なケースをあげるのは容易ではありません。昨年、ハッカーがUCLAのデータベースに進入し、在校生と卒業生、入学希望者、親、職員80万人を超える数の社会保障番号と個人情報が盗られました。
- ・ テキサスは、何事でもスケールが大きい州です。データ漏えいでも同じです。テキサス学生ローン会社 (Texas Guaranteed Student Loan Corp.) は、昨年、全部で1千700万人分の情報漏えいについて和解が成立したことを公表しました。
- ・ タブス・ジョーンズ連邦議員、オハイオでの事件は先週起きました。車上荒しに会い、州職員約7万5千人の社会保障番号が持ち去られました。
- ・ ケンタッキー州職員が、昨年、ケンタッキー人事院からの手紙を受け取りました。その手紙の封筒のプラスチックの張られた小窓からは社会保障番号が丸見えでした。
- ・ それから、リアン (Ryan) 連邦議員、ウイコンシン州議会議員の個人情報が記載された資料が、議会職員がジムで運動をしているうちにその職員の車から盗まれてしまいました。

この国では、社会保障番号はどの州でも盗難にあっています。

【SSNを使ったなりすましへの対処】

大統領なりすまし特命作業班は、SSNの利用慣行となりすましに関する課題の多くについての確に理解してきております。しかし、明確な対処方法を示していません。特命作業班は、SSNが証明の手段として使われる限り、犯罪者がSSNを入手できないように対策を講じなければならず、とはいっても、問題を終りにできるような実質的な改善方法でもって対処できる状況にはないといっています。

特命作業班は、公的部門における不必要なSSNの利用は、止められねばならないと力説してい

ます。また、「2007年に、連邦人事管理局 (OPM = Office of Personnel Management) は、段階的にSSNの利用を削減、制限ないし規制 (実務的にはあらたな被用者番号の交付) すべきである」と勧告しています。また、特命作業班は、「この勧告の実施に必要ななら、連邦機関の「個人に附属する永続的な口座番号システムに社会保険番号 (SSN) の利用を義務づけた大統領令9397、1943年11月23日発効、を一部留保すべきである」としています。しかし、残念なことに、特命作業班は、SSNはその当初の意思を超える目的には使われるべきではないとは考えていません。かわりに、特命作業班は、「雇用、課税、雇用証明、法執行のための情報交換の目的での連邦機関によるSSNの利用は、法律で明確に定められるべきであり、かつ、これまでどおり認められるべきである」と確認しています。特命作業班は、SSNの適切な利用についての政策ガイドラインを作成し、最良の慣行をつくりあげるために受け入れられるSSN慣行リストの作成するにあたり、連邦人事管理局 (OPM) が指導的な役割を果たすように勧告しています。さらに、特命作業班は、民間部門でのSSN利用に関する包括的記録を開発するように勧告しています。しかし、この記録を構成する情報をいかに記録すべきかについてなど細目はつめられていませんし、なりすまし犯罪を減らすにはどのような法改正が必要になるのかも不透明です。このキーポイントについて何ら法的勧告が行われていないことは重大です。ほかの報告書では、司法省 (DOJ) は、みずからの捜査と訴追の権限を広げる法改正を勧告しています。

特命作業班は、社会保険番号が、本人確認と証明という二重の役割を演じていることの危険性を認めています。しかし、社会保険番号が本人を証明する役割は完全にやめられるべきであり、また、SSNの民間部門での利用は制限されるべきであるというような点については、勧告を行っていません。特命作業班は、SSNの利用にともなう課題のいくつかについてはよく精査し紹介しています。しかし、その課題に対処するために政府がどういったことからはじめたらよいのかについてはふれていません。また、民間部門が証明目的でのSSN利用を直ちにやめる、ないし、やめるべきであるとの勧告も行っていない。

ほかに何をすべきなのでしょう。

- ・ 最初に、SSNの収集と利用を、法律での

確に制限する。なりすまし犯罪をその根元から減らす方が、あきらかに規制ができない問題に対しあらたな規制権限を与えることよりはましである。

- ・ SSNの利用を、法が明示的に認める場合に限定する。例えば、雇用主は、被用者に対して源泉税申告目的で (ただし、SSNが納税者番号である限り) は、SSNの提示を求めることができる。しかし、健康クラブは、顧客が会員になる条件としてSSNの提示を求めてはならない。

これは、法が提示を義務づけている場合を除いて、会社が消費者にサービス提供や販売の条件としてその者のSSNの提示を強制することをやめさせることがねらいです。

行政機関によるSSNの売却と表記を禁止すること。これは、たんに連邦プライバシー法が連邦政府にSSNを頒布することを認めているのを、認めないように改正することがねらいです。

他人のSSNの不正利用を処罰すること。ただし、当該個人を伴わないSSNの利用の場合は除く。これにより、例えば、不正を行う意思がない場合、867-00-0909といったような番号の提示は認められます。

別途、より権利侵害的でない証明に手法の開発を奨励すること。全米調査院 (National Research Council) がプライバシーへの危険を最小化した記録管理を可能とする新技術に関する研究をすすめるために、そこへ資金が提供されるべきだと思います。

〔連邦法で〕社会保険番号 (SSN) の不正利用の危険を減らす諸州の先進的な法律の機先を制しないことが大切です。諸州の法律はSSNを包括的ネットワークで保護するものから、特定の場面においてSSNの開示を封じるきわめて特殊な法律までさまざまです。

例えば、2005年アリゾナ法は、一般大衆に対して社会保険番号 (SSN) の開示や、行政発行の身元確認番号や民間機関発行のIDカードのコピーを禁じています。また、SSNのオンライン送達については技術的な保護義務を課しています。さらに、法律は、アリゾナの居住者へ送達される資料にSSNを記載することを禁じています。また、法制定後も例外的に、従来どおり継続してSSNの利用を望む会社は、SSNの利用状況を毎年消費者に開示しなければなりません。ま

た、SSNの継続利用について消費者に対し選択によりそれを忌避できる権利を与えなければならないことになっています。

2004年オハイオ法は、社会保障番号(SSN)の収集を制限し、かつ、同州が発行する免許証、許可証、通行証ないし証明書にSSNを挿入するのを制限しています。また、同法は、SSNが記載された資料の安全な処分に関するポリシーを確立するように義務づけています。同州内で事業を営む保険会社は、消費者向けに発行するIDカードからSSNを削除しなければなりません。最後に、同法は、他人の個人情報を詐欺または損害を与える目的で利用した個人に罰則を科しています。

ジョージアにおいて、企業は、現在、個人の識別番号を含んだ記録を安全に処理するように義務づけられています。ジョージア法は、事業記録～これにはコンピュータのハードドライブに蓄積されたデータを含みますが～をシュレッターで処理するように義務付けています。また、電子記録の場合で、そこにSSN、運転免許証番号、生年月日、医療情報、収支計算書、クレジット限度額情報などが入っているときには、それらを完全に消去するように義務づけています。ジョージア法は、受忍義務違反は1万ドル以下の罰金に処されることになっています。

これまで、イリノイは、消費者のプライバシーを保護するための各種の法律を制定してきました。対策は、住所のなりすまし、社会保障番号の利用制限、安全違反があった場合の届出義務などにまで及びます。また、州民は、自分の個人情報が危険いと信じる場合には、自分の信用情報報告書を安全のために一時凍結することができます。

6つの州の議会が、過去2ヵ月間だけでも、新しい連邦ID制度に反対する法律を可決しています。新制度では、2013年までに2億4千万人のアメリカ人に対してあらたに運転免許証を取得するように求めるものです。このあらたなIDカードは、州民のSSN、住所、および合法的に合衆国に滞在しているなどが記載されます。このあらたなIDカードプログラムの実施に、全米州議会協議会の試算によると諸州は110億ドルの負担を強いられることになるとしています。連邦政府は、この真正IDカード導入に231億ドルかかると見積もっています。いくつかの州の立法者は、この連邦の計画は、「証明証、拝見させてください」社会の創設につながるのではと危惧して

います。50すべての州が参加しない限り、真の国民IDカードでないわけです。つけ加えておきますが、州は自分らの道を選ぶでしょう。

プライバシー問題に対処するための州議会が展開している斬新な解決策はもっと奨励されるべきであります。州は民主主義の実験所です。次々と出現する課題に果敢に挑んできています。連邦のプライバシーの基準ラインは、こうした州が現在もっていない安全措置を確保することにあります。したがって、各州は自由にもっと的確な保護措置を発展させていいわけです。いかに繊細な国法であっても、技術や企業実務が発達すれば、陳腐化していくわけです。

私たちEPICは、個別の状況に応じた本人確認番号を開発できる革新的な技術に期待しております。こうした部門別の本人確認のやり方は、私たちの身分証明についての常識的な考え方とも両立します。銀行へ行くときです。そこでは、銀行口座番号を使うわけです。図書館にいくときです。そこでは、図書館カード番号を使うわけです。ビデオレンタル店に行くときです。そこでは、そのビデオレンタル店カード番号を使うわけです。公共料金請求書、電話請求書、保険等々、同じに考えればよいわけです。こうした個別の状況に応じたユーザーの氏名とパスワードを使って証明する仕組みは、共通本人確認制度のような危険なものでもありません。この方法だと、ある1つの番号が危ない目にあつたとしても、残り番号は保護され、なりすまし犯罪者は口座のすべてにアクセスすることはできません。すべての口座番号が、それぞれ異なることになれば、安全性も高まります。

私たちは、このアプローチは、この問題をよく考えれば、事業所や先端技術企業にも受け容れられると思っています。もちろん、もっと詰めなければならない点もありますが、EPICは、2001年に、「マイクロソフト・パスポート」について、連邦取引委員会(FTC)に対して苦情申立をしました。サービス内容は、インターネットを使った本人確認スキームです。このマイクロソフト社のサービス・スキームで、加入者は、ウェブサイトを通じて、自分のクレジットカード情報をはじめとした大量の情報をプロファイルすることができることとなります。しかし、このスキームでは、すべてのサービスに加入者の氏名と1つのパスワードを使用しています。マイクロソフト社は、中央のデータベースに加入者の情報を蓄

積みます。問題は、マイクロソフト・パスポートのセキュリティは万全であると言っていたものの、現実には数多くのホール(穴)が空いていたのです。このため、ユーザーが誤って、コンピュータ・ターミナルに自分の情報を集約したプロフィールを残したままにした場合、あるいは、悪質なハッカーがユーザーの口座に1つにアクセスできた場合には、そのユーザーのプロファイルされたすべてにアクセスできてしまうわけです。

私たちE P I Cは、連邦取引委員会(F T C)に調査を開始するように求めました。そして、F T CはE P I Cの主張を受け容れました。マイクロソフト社は、パスポートを改修し、オンライン本人確認プロセスに多重形態の管理方式を導入しました。他の会社、OS開発者なども同じ方式に移行しました。

私は、今日、オンライン・コミュニティには、一本化された本人確認番号はやめて、多重の本人確認スキームをすすめるべきだとコンセンサスがあると思います。こうしたアプローチが、プライバシーはもちろんのことセキュリティ(安全)にとってもベストであると思います。したがって、議会は、物理的にも堅固な本人確認制度をつくれるのか、重く問われています。

【社会保険番号保護法・下院法案948号】

2007年社会保険番号保護法・下院法案948号が、下院エネルギー・商務委員会を通過し、下院本会議に報告されました。下院法案948号の目的は、この法案成立後に出される規則にしたがって州際通商(州と州との間の取引)において、社会保険番号(SSN)の記載と売買を禁止ことにあります。私たちE P I Cは、この法案に原則的には賛成しております。しかし、いくつかの重要な部分の補強が必要だと考えております。最も重要なことは、議会は、連邦取引委員会(F T C)がSSNの売買を制限できるように、明確な指針を示すべきだということです。個人市民が法の執行を求められるように訴訟の権利を認めるべきでしょう。それから、州法に対する連邦法先占(preemption~【訳注・連邦法に定められた規制が州法上の規制に優先するとする考え方。したがって、連邦規制よりも厳しい州規制は無効とされる。】)の考え方をとってはなりません。

下院法案948号3条(a)(1)~(a)(3)では、社会保険番号のインターネット上への公的記載、商品やサービスへのアクセスのためにパス

ワードとして個人の社会保険番号の利用、会員証ないし身分証明証としての社会保険番号の表記などを、表面的には広く禁止しています。しかし、3条(c)では、連邦取引委員会(F T C)に対して、法案で禁止した事項の適用除外措置を講じる自由な権限を与えています。仮に、社会保険番号の表記に対する例外やパスワードとしての利用の例外が必要だとします。この場合、こうした適用除外は法律本体に書き込むべきであります。それが難しいとした場合でも、適用除外は明確に必要な分野に絞り狭くF T Cに付与されるべきです。現状では、こうした適用除外は非常に重要な安全措置をむしばむことになるかどうか、まったく知る方法もないわけです。〔中略〕

下院法案948号は、4条(e)(2)(A)で、州の司法長官に訴訟を提起する権利を付与していることは評価すべきことです。ところが、私人にはこの種の訴訟を提起する権利を付与していません。経験から言えば、活発な法の執行を考えれば、私人に訴訟の権利を付与する必要があります。州政府や連邦政府は、しばしばあまり重要でない問題の検討では時間を費やしますし、法律の全部の内容を細かく精査しようとしません。個人は常に自分自身の権利を擁護しようとしています。訴訟権の拡大は、この問題の重大さを示唆しています。個人が自分の身元を守る資格を制限する理由などないわけです。

もう少し付け加えたいと思います。私たちE P I Cは、連邦取引委員会(F T C)に対するプライバシーの苦情申立てでは非常によい成績をあげてきています。事実、データ業者のチョイスポイント(Choice Point)が、その業務に関してF T C史上最高額の罰金をかされました。このケースは、私たちが苦情申立を行ったものです。しかし、私たちE P I Cは、本委員会に、私人への訴訟権、とりわけ個人ないし会社が法律に違反して社会保険番号(SSN)を不正利用した場合の私人の訴訟権について検討して欲しいわけです。このことは、なりすまし問題をなくするのに非常に重要なことです。

最後に、連邦基準は的確なものになるようにもみえます。しかし、州法に対する連邦法先占を唱えるのは間違いです。州法に対する連邦法先占を持ち出すことは、現在のかたちのまま法案が連邦法として成立するとすれば、現行の州法では間違いなく違法とされているなりすまし犯罪の原因となっている一定の行為が、合法になることを意味

します。連邦のプライバシー保護立法の基準ラインは、ナショナル・スタンダードをつくることと、諸州が先進的な法律を定める権利を留保することの2つだということです。これは、他の分野での経験からも明らかです。

【むすび】

なりすましが、今日、合衆国において消費者が直面している最大の問題の1つであるということについては疑う余地もないことです。この犯罪には、さまざまな要素が関係しています。この問題のカギは、社会保障番号 (SSN) の不正利用とプライバシー保護措置が確立されていないことにあることは疑いのないところです。議会は、強固で確かな法律をつくらなければなりません。この場合、SSNの利用を制限すること、的確な監視手段をつくること、諸州がよりの確かな保護措置を講じることに介入しないこと、安全とプライバシーの保護に向けたより強固な身元確認制度の開発を奨励すること、を基本としなければなりません。

この問題に関心を払っていただきありがとうございます。質問には喜んでお答えします。

J・ユーレック IDウォッチドッグ代表
(コロラド州)

小委員長、それから委員の皆さん、私はジャスティン・ユーレックと申します。私は、デンバーを本拠にした民間監視団体・IDウォッチドッグの共同創設者で代表をしております。なりすましからの保護や処理を行っている法人です。2005年以来、IDウォッチドッグは、なりすまし関係の問題処理を行い、なりすましの被害者の支援を続けております。〔中略〕

私は、なりすましの課題についてわたしどもの幅広い見解を披露し、分かち合う機会を与えられてことに感謝します。また、なりすましにおける社会保障番号 (SSN) の役割やSSNプライバシーを促進する必要性についてお話できることを嬉しく思います。

【はじめに】

私の証言は、なりすまし問題での消費者の窮状を訴えることにあります。〔中略〕

なりすまし犯罪は、そんなに単純ではありませんし、また、残念なことに警戒水域に達するほど

までに増加の一途をたどっています。なりすましは、アメリカにおける最も早い伸びを記録しているホワイトカラー犯罪の1つです。2000年には10万件以下であったものが、2006年にはあらたな事件が1千万件をこえる伸びを示しています。〔中略〕

社会保障番号は、汎用、唯一無二の個人識別番号としてつくられたものではありませんでした。しかし、ときを重ねるにつれて、行政、軍隊、公私双方の部門での役割を果たすために、その利用は広がりを見せていきました。事実上の共通番号となったのにもかかわらず、この重要な身元確認番号保護のための真摯な努力はほとんどないにも等しい状況にあります。一方では社会保障番号の重要性とアクセスの良さ、もう一方では個人に与えられるべき保護との間での危険なほどのアンバランスを招いています。

消費者の視点からなりすまし問題を検証するために、IDウォッチドッグの依頼人の事例からいくつかを取り上げてみます。

【事例分析1～チャーリーW(コロラド州)】

2006年4月に、私どもIDウォッチドッグが、チャーリーWに関するあらゆる履歴チェックを終えたときに、彼はなりすましの被害者であることが判りました。私どもIDウォッチドッグは、13の重症の分野について何千もの記録を調査しました。その結果、次のような不正行為がチャーリーの名義で行われていたことが判明しました。フロリダで2回の交通違反での召喚、ワシントンで数千ドルの医療請求書、免許中に運転したかどでワシントンでの裁判所からの召喚、ワシントンでの3回の重罪での有罪宣告、ワシントンでの144日間の収監記録、ワシントンでの保釈条件違反での逮捕、アリゾナでの酒気帯び運送(D



連邦議会下院委員会公聴会シーン(議会HPより)

UI = Driving Under the Influence of Alcohol) 容疑での逮捕、アリゾナで未出頭の罪での再逮捕、フロリダで新免許の取得、フロリダ救急車利用料金の未払い請求、数州での就労所得の申告漏れ。依頼人であるチャーリーの雇用主は、こうした問題を解決するために私どもIDウォッチドッグに依頼があった後すぐに、ふつうの履歴調査をしました。その結果、こうした記録をすべて発見することができたのです。チャーリーは、失業、逮捕、そしてそのときも有効な令状による逃亡犯人引渡しのおそれもありました。私どもIDウォッチドッグが、チャーリーに代わってこの問題の仲介にあたりました。チャーリーは逮捕も解雇もされませんでした。しかし、有効な逮捕状を無効にしてもらい、詐欺による債務を免除してもらうのに数ヵ月を要しました。

チャーリーの問題は、彼になりすました犯罪者が彼の財布を盗んだ10年前からはじまっていたのです。窃盗者はチャーリーの人格になりきるために、彼の社会保険番号を含む身元確認資料を活用しました。彼は、被害者であることを認識できないまま、10年間にわたり重い被害をこうむってきました。第一に、彼は、自分の被害にあった運転記録の結果、上乘せされた比率で保険料を払ってきました。第二に、彼は、傷ついた信用報告書により借入額は制限され、資金調達も難しくなりました。第三に、チャーリーは、自分の誤った不利な信用報告書により、担保その他ローンの利率についても上乘せされた比率での支払を余儀なくされました。彼は、こうした金銭的な被害はもちろんのこと、彼の雇用主との関係や名誉回復が完了するまでの緊張など精神的な面での被害も受けました。

【事例分析2～アティナ】(コロラド州)

アティナは、オンラインで担保ローンの申込みをした後に、なりしみの被害にあいました。アティナは、いくつかの担保ローン業者のサイトに対して個人データを提供した直後に、彼女になりすました詐欺行為がはじまりました。そのご数ヵ月間で、企業組織的ななりすまし屋がアティナ名義で4軒の不動産を購入しました。これらの物件の担保ローン額は100万ドル近くになりました。アティナは、自分の担保ローンでの買物ができませんでした。数ヵ月後、再びあらたな担保ローンを考え、調査を受けた際に、自分は被害にあっていることが判りました。彼女は、自分の問題

を認識したとき、4つの物件は抵当流れの状態におかれていました。担保ローンの支払不能により、彼女の与信ポイントは200も低下してしまいました。債権徴収会社がアティナを探し出し、滞り額の支払を求めてきました。アティナのクレジットカード会社は、彼女の与信スコアを下げるとともに、最低のローン利率でも20%とする旨の通知をしてきました。アティナは、こうしたことにショックを受けましたが、被害の回復と自分の信用回復という根気のいる作業をはじめました。この作業は、彼女の仕事に支障を来し始めました。彼女は、信用情報機関に手紙を書くに長い時間を要しました。また不動産の権原を保有する会社との交渉、「悪者」の一点張りで同情を示さない債権徴収機関に辛抱強く説明するための電話などで、彼女の緊張感、健康を害するレベルにまで達していました。彼女は、長い時間をこの問題に割きました。最終的に私どもところに支援をおおぐまでに400時間を越えていました。

アティナは、彼女の名義で不法に負うことになった債務からすぐに免責されました。しかし、残り問題がより重いものでした。3つの信用情報機関にある抵当ローンの焦げ付き、抵当流れに関する彼女の記録を削除、さらには警察の記録や彼女が無実である証明を得るのは重要で、大変な作業でした。この種の「新口座開設」によるなりすましは、最も古典的な犯罪の1つです。関係する金額がきわめて高いのが特徴です。この種のケースは、昨年報告された1000万件のなりすまし事件のかなり高い比率を占めています。

【事例分析3～デービット】(イリノイ州)

デービットは、日本での空軍の兵役を終えてアメリカに帰国した後に、自分になりすましの被害者であることが判りました。デービットは、犯人は1人だけではなく、国内の異なる地域にいる2人の犯人から被害を受けていたのです。デービットは、複数の債権徴収機関からわけのわからない電話をもらいました。そこで、彼は、自分の信用情報をチェックしました。その結果、20を超える不正口座が自分名義で開設されていることを知りました。彼は、携帯電話、クレジットカード、公共料金、病院の請求書の支払に自分の知らないところで自分名義で各種口座が開設されていることでショックを受けました。こうした口座について、デービットはまったく知るよしもないものでした。こうした口座の開設時には、彼はアメ

リカにいませんでした。彼の立場は、仕事先の部長が、履歴チェックで、アリゾナで薬物犯罪で重罪な判決を受けていることが判明したことを理由に解雇通知をしたことで、急速に悪化しました。もう一度確認しますが、こうした出来事は、彼が空軍の軍役で海外に在留していたときに起きているわけです。長期にわたるアリゾナの治安判事との文書でのやり取り、新規の運転免許証の発行、逮捕歴を彼の履歴から削除する手続きなどが続けられました。ついに、彼は元の職場にも復帰しました。しかし、デービットの困難はこれで終りとはなりません。数ヵ月たってから、デービットは、イリノイ州当局から不払いの子ども養育費がありこれに充当する分として給料の60%を差押える旨の通知をもらいました。当然のことですが、デービットはその支払を受けとっている女性には会ったこともなく、しかもその子どもが授かったか産まれたときにはこの国にはいなかったのです。2週間にわたる作業と州当局の担当者との面談の後、デービットはその支払の義務を免じられました。

伝統的に、軍人はなりすましの被害にあう確立が高いのです。その理由は、軍隊は社会保障番号を身分証明番号として使っていることにあります。しばしば番号ははっきりとみえるかたちでIDカードに表記されていますし、ところによっては兵舎の寝台にその番号書かれていることもあります。デービットの場合、今日まで、誤った告発から自己防衛し自分の信用を回復するのに、1年半もかけました。彼は、債権徴収機関からいじめられ、彼の信用はがた落ちになりました。虚偽の犯歴の汚名を着せられて仕事から一時解雇されるという屈辱にも耐えることを余儀なくされました。彼は、非嫡出子の父親ではないかと誤った非難を受け、所得の60%近くの減額まで示唆されました。さらなる被害は、こうした問題は、デービットが実際にこの国のための兵役に就いている間に起きたということです。デービットのケースは、情報業者が多く異なる情報源から得た記録について本人確認をする場合に、社会保障番号に余りにも依存しすぎているという現実をあらわにしたものといえます。今日、デービットが抱えていた問題のほとんどは解決し、彼の記録も適正化されました。しかし、彼は、いつまた犯罪者が仕事に戻ってくるかも知れず、常に警戒を怠れない状態にあります。

【勧告】

犯罪者の世界では、なりすましの人気上昇してきています。私どもの見方では、人気上昇につながっている3つの要因があると思います。しがたって、新しい法律をつくるのであれば、それには、次の3つの要因を取り組むものでなければなりません。

3つの要因とは、次のとおりです。

社会保障番号の利用度

実効的な本人確認手続がないことによる社会保障番号情報の不正利用の容易さ

盗用に対する法的対応の甘さ

なりすまし犯罪者は、なりすましはリスクが低く・報いが大きい犯罪だと認識しています。こうした認識を改めさせるような抜本的な法改正をして、この種の犯罪の増加を食い止める必要があります。

《社会保障番号の利用度》

社会保障番号は、単純に利用され過ぎです。なりすまし犯罪者は、犯罪に身元を使う前に、社会保障番号のような個人識別情報を獲なければなりません。今日、この種の情報は、豊富に流通しており、犯罪者にとっては、いろいろなところから入手できるようになっています。こうした状況に対応するための法改正を行う場合には、次のようなことを内容にするべきです。

会社は、顧客の本人確認目的で社会保障番号を使用するのを抑制すべきです。社会保障番号は、アクセスが容易な公的記録からは削除すべきです。社会保障番号は、それが紛失や盗難にあった場合には、それを本人確認に使ったあらゆる書式から削除すべきです。会社は社会保障番号に入った情報を、いかなる理由があっても非関連の第三者には売却してはならないものとすべきです。

《実効的な本人確認手続がないことによる社会保障番号情報の不正利用の容易さ》

犯罪者は、被害者の本人確認情報を獲た場合、それを自分の利益のために使います。ほぼすべての場合とっていいのですが、犯罪の実行の前に被害者の身元に小さな修正を加えるのが常です。例えば、犯罪者がクレジットカード口座を開設する際には、クレジットの申請書式に記入しなければなりません。犯罪者は、申請書には、被害者の氏名と社会保障番号を記入します。しかし、住所と電話番号は犯罪者自身のものを記入します。犯

罪者の住所を記入することで、新しいカードは被害者のところではなく犯人のところに送付されるわけです。犯人は自分の電話番号を記入することで、自分のコントロール下にある電話番号でカードを活用するための通話を行うことができるようになります。また、犯罪者は、申請書を自分の署名でつくることにより、被害者のものではなく、自分の署名を使えるようになります。

顧客本人確認業務の標準化は、なりすまし犯罪者が犯罪に本人確認情報を利用する潜在的な可能性を低めることにつながります。したがって、この点も、あたらしいなりすまし対策法では考慮すべき点といえます。こうした業務の標準化にあたっては、社会保障番号をもとに住所歴と氏名を相互照合できるようなハイテク技術に加え、署名による証明のようなローテク技術の利用も検討すべきです。こうした標準は、社会保障番号を利用・保存するすべての機関で広く採用されるべきです。また、法令順守違反や過失に対しては重い罰則を適用すべきです。

《盗用に対する法的対応の甘さ》

なりすましは、潜在的に容易であり、カネにもなるという他に、犯罪者が起訴される可能性が低いという点もこの犯罪を誘発する動機になっているといえます。こうした犯罪者に安心感を与えるのには2つの要因があります。1つは、現行法はきわめてあいまいで、対応も所轄により大きく異なっていることです。厳罰化とともに、社会保障

番号の不正利用となりすましに対する罰則の明確化について、新法では検討すべきです。第二に、なりすましの調査の関係する多くの企業の間には協力関係や相互通信ができる環境にないことが、近年、犯罪者を増長させていることです。これは、なりすまし犯罪者の非常に低い検挙率につながっています。この問題の核心は、この種の犯罪に対する管轄権の一本化にあります。連邦取引委員会 (FTC) あるいは大統領直属のなりすまし特命作業班 (President's Identity Theft Task Force) のような橋渡し機関が必要です。調査や起訴に関係するさまざまな機関や管轄が協力し、協力や通信のオープンな機構をつくるべきであります。なりすましの場合、犯人と被害者が同じ地域にいることはきわめてまれです。異なる法執行機関は、情報と資源とを分かちあう手段を持つべきであります。

【むすび】

なりすましに関する統計をみると、ぞっとします。年間1000万件起きるなりすましで非常に限られた数の被害者が救済されている程度です。こうした数値で呆然としてしまいがちです。しかし、特定の事例を分析することで、意味ある解決策を探る一般的な手がかりを得ることは大事です。〔中略〕この小委員会は過去7年間にわたり、なりすまし規制の対策に続けて指導力を発揮してきました。わたしも、今後もこの問題で尽力いたします〔中略〕。

プライバシーコラム

《わが国のひ弱な自治体》

長野県が住基ネット利用へ“変節”

07年9月14日に、都道府県で唯一住基ネットを使っていなかった長野県が、08年1月から5つの法律事務に住基ネットを使う方向に方針転換したことを、村井仁知事が明らかにした。田中康夫前知事(現参議院議員)の路線を

180度転換し、国の軍門に下る老知事の決断。このように、自治体の首長ですら、国に抵抗するのをためらうひ弱な連中の集まりだ。

埼玉の上田清司県知事は、選挙公約で住基ネット反対を叫びながら当選するや公約を反故にし、再選のときはまったく住基ネットにはふれずしまい。横浜の中田宏市長も、みずからが考案した横浜方式を放棄。

政治家は「いったん危ないものに手を染めると、あとの処理が大変」ということを学習してきている。「選挙民に口当たりのいいことを並べておいた方が身の安全」という風潮がますます強くなることが予想される。こうした風潮の強まるなかには、市民団体も目利きになり、政治家の「変節」を許さない取組みが求められている。

「北海道住基ネット差し止め訴訟」で 河村たかしPIJ相談役、 札幌地裁へ「陳述書」を提出

資料紹介

(CNNニュース編集部)

北海道住基ネット差し止め訴訟は、北海道の住民15人が、07年3月31日に、札幌地裁へ住基ネット差し止めを求めて起こした訴訟です。北星大学名誉教授の矢口よりふみ以文氏を代表とする全国13の裁判所で争われてきた一連の住基ネット差し止め訴訟のひとつです。「北海道住基ネット差し止め訴訟」は通称です。正式名称は、「住民基本台帳ネットワークからの離脱を求める訴訟」です。弁護団は50人からなります。弁護団長は江本秀春弁護士です。現在、札幌地裁民事第3部に係属中です。来年3月ごろに判決がでる見通しです。

この「北海道住基ネット差し止め訴訟」に、河村たかし衆院議員（PIJ相談役）は、07年6月5日に札幌地裁民事第3部に「陳述書」を提出、7月19日（木）午後1時より、証人とし

て出廷しました。そして、同地裁判事より、約3時間の尋問を受けました。

陳述書とは、裁判において当事者から提出される書証のひとつです。訴訟の当事者や関係者の言い分などをまとめたものに、本人が署名押印をした書面です。陳述書とは証人調べに代わるもの、あるいは証人調べを補充するもので、証拠として提出されるものです。今回は、証人調べを補充する証拠として提出されました。

この「陳述書」は、国会内外で住基ネット反対に直接かかわった河村代議士が作成した証拠資料です。住基ネットの憲法違反的な存在、国民総背番号の性格などを知るのに、非常に有用な証拠資料です。CNN編集部は、河村代議士の承諾を得て、「陳述書」を全面掲載することにしました。

陳述書

札幌地方裁判所 平成19年6月5日

河村たかし

【目次】

第1 はじめに

1. 経歴
2. 住基ネットについて

第2 住基ネットと住民票コードの実態

1. 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 住民票コードを使ったデータベースの構築 ~ 公的機関の場合
3. 住民票コードを使ったデータベースの構築 ~ 民間の場合
4. 現実の利用事務の拡大状況について

第3 住民基本台帳法改正の経過について の問題点

1. 政府・自治省（現・総務省）の目的
2. 自治省の説明が不正確であったこと

3. 総理大臣の説明に騙されたこと
4. 自民党議員も反対した住基ネット
~ 凍結法案について

第4 個人情報のデータマッチングについて

1. データマッチング
2. 政府の進めている最適化計画について
3. 法務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画について
4. 航空会社のデータ利用（APIS/インテリジェンスシステム）
5. 社会保険庁におけるデータマッチングや不正閲覧の危険性について
6. 納税者番号制度
7. まとめ

第5 最後に

1. 政府の真の意図は国民背番号制度である
2. 住基ネットと司法の責任

第1 はじめに

1. 経歴

私の経歴を簡単にご説明します。

私は、昭和23年11月3日、名古屋市東区古出来に生まれ、愛知県立旭丘高校、一橋大学商学部を卒業しております。

卒業後は家業（古紙卸売・回収業）に従事しながら、司法試験の勉強をしておりましたが、政治家を志し、民社党の議員の秘書となり、平成2年（1990年）にはじめて国政選挙に立候補しました。この選挙では、当選できませんでしたが、平成5年の衆議院選挙で日本新党から立候補して当選し、以後、現在まで当選を続けております。平成2年 無所属で愛知1区（中選挙区）に立候補。落選。

平成5年 日本新党から愛知1区（中選挙区）に立候補。当選。

平成6年 日本新党解党。新進党に参加。

平成8年 愛知1区（小選挙区）にて2回目の当選（66,876票）

平成10年 民主党に参加。

平成12年 愛知1区（小選挙区）にて3回目の当選（79,817票）

平成15年 愛知1区（小選挙区）にて4回目の当選（97,617票）

平成17年 愛知1区（小選挙区）にて5回目の当選（105,449票）

民主党の党特殊法人等改革推進本部事務局長、副幹事長等の役職を経て、現在は、衆議院法務委員会委員をつとめております。

2 住基ネットについて

住基ネットについては、当初から反対しており、平成11年の立法時から関心をもってまいりました。

私が住基ネットに反対する理由は、この制度が国民総背番号制度であり、国家により、国民の情報が全面的に管理される危険を持っているからです。これは、自由主義に真っ向から反するものであり、史上稀にみる悪法だと思っております。

住基ネット法案の成立後も、住基ネットを廃止する法案を作成し、146国会、150国会、151国会、153国会、156国会において、議員立法として作成・提出しておりますが、不成立となっております（資料11）。

また、住基ネットに関しては、機会があるごとに国会で質問をしております。

住基ネットに関しては、問題点が多すぎますが、以下では、整理して申し上げます。

第2 住基ネットと住民票コードの実態

立法府の人間として、また法案に反対し廃止法案を繰り返し提案している者として、まずはじめに、ご説明したいことがあります。

住民票コードを付番し、住基ネットを構築したことによって、「何ができて、何ができないのか」、あるいは、現実には、「どのようなことが行われているのか」、そして、その点について自治省の責任者が、国会において、どのような説明を繰り返していたのか、そのことを整理して、ご説明したいと思っております。これは全て「事実」です。まず、裁判所には「事実」を知っていただきたいと思っております。

法案成立時の国会の説明では、虚偽というか、非常に不正確な説明をされました。私としては、国会が自治省に「騙された」と思っております。裁判所が「騙される」ことはないと思っておりますが、是非とも、以下の点は、よくご理解いただきたいと思っております。

1 住民基本台帳ネットワークシステム

住民票コードと住民基本台帳ネットワークを使って「できること」は、以下のことです。まず、このことをご理解ください。

（1）住民票コードの付番

全国民に、重複しない11桁の番号を付し、これを住民基本台帳に記載します。国民全員に番号をつけるということであり、この番号は、他の番号（運転免許証の番号、病院のカルテの番号、レンタルビデオ店の会員番号）とは全く違うものです。通常の番号は、ある決められた目的のために利用されるもので、その番号がわかったからといって、当該個人の様々な情報が芋づる式に得られるわけではありません。

しかし、住民票コードは、目的が決まっています。目的を限定せず、無限大の目的に利用できる「共通番号」ですので、その番号をインデックスとして、あらゆる情報が集積されていく性質のものであります。

その点が、「限定番号」と「共通番号」の本質

的な違いです。そして、住民票コードは、後者である以上、これは「国民総背番号制度」と言っても差し支えないものです。

(2) 都道府県知事による本人確認情報の一括管理

本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、変更履歴の6情報）について、各市町村が都道府県知事に住基ネットを通じて提供し、都道府県知事が、この情報を保存・管理します。実際には、全ての都道府県が、財団法人地方自治情報センター（以下「LASDEC」といいます。）に委託しており、その「全国センター」に情報が保管されます。要するに、LASDECという一法人が、全国民の本人確認情報（住民票コードを含む）のデータを一括管理していることとなります。

(3) 住基ネットの具体的な利用状況

上記のようにして、全国民に住民票コードを付番し、住基ネットを整備したことにより、国や自治体、指定された法人などは、必要な場合に、住基ネット（電気通信回線）を通じて、本人確認情報等の提供を求め、利用することができるのです。

具体的な方法としては、直接、市町村に提供を求める方法と、上記により管理している都道府県知事（LASDEC）に提供を求める方法があり、住民基本台帳法9条、12条の2、24条の2、30条の6～30条の8（及び別表1～5）等に規定されています。

平成11年8月の法案成立当時は16省庁93

事務でしたが、住基ネットが実際に稼働をはじめた平成14年のうちに264事務まで増え、その後も拡大を続けています。現在、どのくらいの事務に利用されているのか、数え切れません。後述するとおり、都道府県条例や市町村条例でも事務を増やすことができますし、市町村の事務処理のためのデータベースに住民票コードを使うぶんには、条例を作る必要さえないので、「数えようがない。」のです。総務省も、具体的に、どの程度の事務に利用されているかについては、公表していないのです。

ところで、いままでの住基ネット関連の裁判所の判決をみると、住民票コードの利用事務が「275事務」（東京地裁平成18年4月7日判決。根拠は「弁論の全趣旨」です。）だとか「293事務」（さいたま地裁平成19年2月16日判決。根拠は「争いのない事実」だそうです。）だとか認定しており、さらに、「住基法利用事務の拡大のためには法改正が必要だから心配がない」ということを書いているものがありますが（例えば、東京地裁平成18年7月26日判決・87頁）、これは極めて不正確な理解です。

この点について、是非、裁判所には、正確な理解をしていただく必要があると思います。

そこで、まず、住基ネット・住民票コードが、現実にもどのようなことに利用可能なのかについて、整理してみます。「誰が、誰に提供するのか」という観点から、一覧表にすると、次のとおりとなります。

住民票コード・住民基本台帳ネットワークを利用できる事務

番号	住基法上の根拠	事務の追加方法	提供する側	提供を受ける側	利用・提供される情報
	30条の7第3項別表1	法律	住所地の都道府県知事（LASDEC）	国の機関	本人確認情報
	30条の7第3項別表1	法律	住所地の都道府県知事（LASDEC）	法人（独立行政法人等。なお、法律には規定されず、省庁に「指定」を委任しているものも多い。）	本人確認情報
	30条の7第4項1号別表2	法律	住所地の都道府県知事（LASDEC）	住所地の都道府県内の他の市町村	本人確認情報
	30条の7第5項1号別表3	法律	住所地の都道府県知事（LASDEC）	住所地以外の都道府県	本人確認情報
	30条の7第5項1号別表4	法律	住所地の都道府県知事（LASDEC）	住所地の都道府県内の他の市町村	本人確認情報
	30条の7第5項1号別表5	法律	住所地の都道府県知事（LASDEC）	（自ら利用）	本人確認情報
	30条の7第4項2号	都道府県条例	住所地の都道府県知事（LASDEC）	住所地の都道府県内の他の市町村	本人確認情報
	30条の7第6項2号	都道府県条例	住所地の都道府県知事（LASDEC）	住所地の都道府県内の他の市町村	本人確認情報

	30条の7第5項2号	都道府県条例	住所地の都道府県知事 (LASDEC)	住所地以外の都道府県	本人確認情報
	30条の7第5項2号	都道府県条例	住所地の都道府県知事 (LASDEC)	(自ら利用)	本人確認情報
	30条の8第2項	都道府県条例	住所地の都道府県知事 (LASDEC)	住所地の都道府県の知事以外の 執行機関	本人確認情報
	30条の6	市町村条例	住所地の市町村	住所地以外の市町村	本人確認情報
	12条の2		住所地の市町村	住所地以外の市町村	9情報
	24条の2		前住所地の市町村	新住所地以外の市町村	全13情報
	1条		住所地の市町村が自ら利用する場合		全13情報

この一覧表について、番号順に、少し詳しく説明いたします。

都道府県知事から国の行政機関への提供

住基法30条の7第3項、同法別表1、総務省令1条に規定されています。都道府県知事が、国の行政機関に提供する形です。なお、「都道府県知事」といっても、前述のとおり、LASDECが全てのデータを管理しているのですから、実際にデータ提供の作業をするのはLASDECです。

都道府県知事から法人への提供

上記と同じく、住基法30条の7第3項、同法別表1、総務省令1条に規定されています。住基法の別表には、国の機関ではない独立行政法人や「指定機関」と称する法人も多く含まれています。

例えば、独立行政法人医薬品医療機器総合機構とか、独立行政法人雇用・能力開発機構、財団法人消防試験研究センター等であります。「指定機関方式」の場合には、法律自体には提供相手の法人が明記されず、大臣が指定することで、利用機関が拡大していくことになります。つまり、国会とは無関係に、省庁が、ある法人を「指定」すれば、住基ネットを利用できる法人は無限に拡大していくわけです。

都道府県知事から都道府県内の市町村への提供

住基法30条の7第4項1号、同法別表2、総務省令2条に規定されています。都道府県知事が、当該都道府県内の市町村長や市町村の執行機関に対して提供する形です。

都道府県知事から他の都道府県への提供

住基法30条の7第5項1号、同法別表3、総務省令3条に規定されています。都道府県知事

が、他の都道府県知事に対して提供する形です。

都道府県知事から他の都道府県内の市町村への提供

住基法30条の7第6項1号、同法別表4、総務省令4条に規定されています。都道府県知事が、他の都道府県の知事を経由して、他の都道府県内の市町村に対して提供する形です。

当該都道府県知事が自ら利用する事務

住基法30条の8第1項1号、別表5、総務省令5条に規定されています。住所地の都道府県知事が、自ら本人確認情報を利用する形です。

都道府県知事から都道府県内の市町村への提供(条例)

住基法30条の7第4項2号を根拠に、都道府県の条例で具体的な事務を定めることになっています。提供の形としては、と同じですが、と異なり、各都道府県の条例でいくらかでも増やすことができるものです。したがって、この事務が増えていくことについては、国会のチェックは一切及びません。都道府県議会のチェックはできますが、住基ネット自体は全国規模のもので、国会が関与しないままに住基ネットの利用が拡大していくことは極めて疑問です。

都道府県知事から他の都道府県内の市町村への提供(条例)

住基法30条の7第6項2号を根拠に、都道府県の条例で具体的な事務を定めることになっています。提供の形としては、と同じですが、と異なり、各都道府県の条例で増やすことができ、国会のチェックは及びません。

都道府県知事から他の都道府県への提供(条例)

住基法30条の7第5項2号を根拠に、都道府県の条例で具体的な事務を定めることになってい

ます。提供の形としてはと同じですが、と異なり、各都道府県の条例で増やすことができ、国会のチェックは及びません。

当該都道府県知事が自ら利用する事務（条例）

住基法30条の8第1項2号を根拠に、都道府県の条例で具体的な事務を定めることになっています。利用の形としては前記と同じですが、と異なり、各都道府県の条例で増やすことができ、国会のチェックは及びません。

都道府県知事から県内の他の執行機関への提供（条例）

住基法30条の8第2項を根拠に、都道府県の条例で具体的な事務を定めることになっています。例えば、知事が、県内の他の執行機関（例えば警察本部長、教育委員会等）に提供するような形です。これも、各都道府県の条例で増やすことができ、国会のチェックは及びません。

市町村長から他の市町村への提供（条例）

これは、住基法30条の6に規定されています。市町村長が、都道府県とは関係なく、直接、他の市町村（市長及びその他の執行機関）に対して提供する形となります。これは、各市町村の条例で増やすことができ、もちろん、国会のチェックは及びません。

住民票の広域交付時

これが、いわゆる「住民票がどこでもとれる」という話でして、住基法成立時には、政府が「目玉」として宣伝していたものです（住基法12条の2）。このときは、9情報が住基ネットを流れることとなります。

埼玉県所沢市に住所のある人の住民票が、他の自治体の窓口、例えば、東京都千代田区でも取れるという話です。

しかし、そんな需要はほとんどありませんし、実際に、ほとんど利用されていません。

転居時の住民基本台帳の全データの送信

引越の際に、住民基本台帳に記録されている13の情報を住基ネットの回線を使って、他の自治体に流すことができます（住基法24条の2）。これは、住民基本台帳の記載事項全てです（住民票コード、氏名、生年月日、性別、世帯主の旨、世帯主氏名及び世帯主との続柄、戸籍の表示、住所、転出先及び転出の予定年月日、国民健康保険の被保険者である者の旨等、国民年金の種別、国民年金手帳の記号及び番号、児童手当の受給の有無の13項目の情報）。

当該市町村が自ら利用する事務

上記のからが、住民基本台帳法に明記されている主要な住民票コードと住基ネットの利用事務なのですが、実は、以上に述べた以外に、自由に住民票コードをデータベースに入力して事務処理に使える場合があります。

これは、いわば「盲点」です。

住基法1条により、市町村長は、住民基本台帳を事務処理に利用できるとされています。したがって、住民基本台帳に住民票コードが記載されてしまった以上、このコード自体を、市町村長が使うのは自由なのです。

このことは、第156国会の衆議院予算委員会の平成15年02月13日の審議で、私の質問に対し、政府参考人（当時の総務省自治行政局長畠中誠二郎）が答弁し、はじめてわかりました（資料7・6頁以下）。つまり、市町村内で、利用する分には、住民票コードを、小学校の学籍番号に利用したり、図書館の利用者カードのID番号に利用したり、市立病院の診療カードの番号としてカルテに記載したり、特別養護老人ホームの番号として利用したり、さらに市民税の徴収システムにも利用することができるのです。住民票コードをインデックスとした事務用データベースを作ること何ら禁止されていないわけです。総務省の局長が、以上のような具体例について、はっきりと「法的に可能」と答弁しています。したがって、水道料金・下水道料金の徴収事務や、生活保護や障害者福祉の給付事務、固定資産税の徴収事務などにも、住民票コードを使うことは可能なのです。市町村は、もともと、既存の住民基本台帳システムと、他の自治事務のシステム（例えば、水道料金等の徴収システム）を統一されたコンピュータシステムとして運用していたところが大半でしょうから、住民票コードという便利な共通番号が付番された以上、利用が無限に拡大していく可能性があります。そして、この点についての法的な歯止めは全くありません。

その他の事務

他にも、住民基本台帳事務の処理のためですとか、あるいは電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律12条に規定する事務、35条に規定する事務に利用できるとされています。

他にもあるかもしれませんので、裁判官が、責任をもって、法律、条例、政省令を隅から隅まで、よく読んで、一体、何に使われているのか、

何に使うことができるのか、を十分に理解してから、判決を書くようにしてください。裁判官が、法律を読んでも把握できないほど膨大な事務に使われているのだとしたら、その恐ろしさを、よく考えて、判決を書いてください。

結局、このような形で、全国の自治体で、住民票コードをどの程度利用しているのかは、数えることができないのです。住基法自体に具体的に書いてあるのは、～ だけです。～ 、 については法律を読んでも、具体的な利用事務というのはわからないわけです。特に については、条例さえも必要がないのですから、どれだけの事務に使っているのか、全くわかりません。共通番号という便利な番号なので、相当数の自治体で、膨大な事務処理にインデックスとして利用され、今後も広がっていくことは確実です。そして、歯止めは全くないのです。

結局、住民票コードが、どれだけの行政事務に利用されているのか、想像もつきません。要するに、国民個々人の行政関連の情報には、全て、インデックスとして「住民票コード」がつけられていくのです。これは、まさに、国民総背番号です。

2 住民票コードを使ったデータベースの構築 ～ 公的機関の場合

前項では、住基法に基づく、利用・提供のことを説明しましたが、では、前記～ のような形で、本人確認情報（住民票コード）を受け取った行政機関は、そのコードを使ってデータベースを構成することができるのでしょうか。住民票コードをデータ項目として含むデータベースを、どの範囲で作っていいのかという問題は、住基法上は、あまり明確ではないのです。

住基法30条の7等に基づいて、国の行政機関等は、国民の住民票コードを入手するわけです。例えば、前記1(3)の形態で、国の行政機関が住民票コードを入手したとします。実は、いったん入手した住民票コードを、各省庁が、自分のデータベースの項目として保存し、これをインデックスとしてデータベース化して利用することは、何ら問題なく可能なわけです。

住基ネットができる前は、住民票コードは存在しませんでしたし、私の本人確認情報を管理しているのは、私の住所地の名古屋市だけだったわけです。ところが、上記の～ の形で、国の機関、指定された財団法人や独立行政法人、都道府

県、他の市町村に、私の本人確認情報（住民票コード付）が提供されます（もちろん、LASDECにも）。私の住民票コードの提供を受けた、国の機関、財団法人、独立行政法人、都道府県、他の市町村は、事務処理のために、当然、コンピュータで、データベースを作っておるわけですが、そこに「住民票コード」という欄をつくり、「住民票コード付のデータベース」を作成することは、何ら違法ではないというのが政府の行政解釈です（前述の平成15年2月13日衆議院予算委員会での総務省自治行政局長の答弁〔資料7〕）。もともと、各省庁で保有しているデータベースは、省庁内の様々なデータベースとつながっていることが多いわけですし、しかも、後述するとおり、全ての省庁のコンピュータシステムを統一規格にして「権限さえあればどこからでもアクセスできる。」（法務省作成の出入国管理業務最適化計画〔資料12〕）というオープンシステムが構築されつつあるわけですから、政府が保有する8万件以上の個人情報データベースと物理的にはつながるわけです。一応、アクセスの制限などはかけるのですが、それをチェックする機関もありませんから、実際に、私の住民票コードを含むデータベースがどのように構成されているのかは、さっぱりわからないのです。自治省の答弁では住基法30条の34で規制されている、ということですが、「（当該事務の）遂行に必要な範囲」という抽象的な記載があるだけです。「遂行に必要な範囲」を判断するのは、自分の役所なわけですし、国民には、どのように利用しているかを知るすべがないし、第三者機関によるチェックも不可能なのですから、いわば行政のフリーパスのようなものです。

第三者機関によるチェックがないことが問題であるという点は、平成18年11月30日の大阪高裁の違憲判決も指摘していますが、全くそのとおりだと思います。憲法というのは、権力を疑うことから始まっているわけですから、「行政のフリーハンド」の制度など、本来、ありえないでしょう。

諸外国では、データマッチングに対する独立した監視機関を設置しておりますし、アメリカでは、そもそもコンピュータで個人情報をデータマッチングするプログラムの透明化を義務付けています（アメリカ連邦プライバシー法3条0項。このあたりのことは、白鷗大学教授の石村教授と私の対談を御参照ください〔資料13の2〕）。

～ の事務に関するデータベースや、 の事務に関するデータベースも、各自治体の独自のものですから、一見すると、中央省庁がデータベースにアクセスできないように思われます。しかしながら、後述するとおり、現在は、中央省庁と地方自治体をネットワーク化するL G W A Nというネットワークが作られていて、そのうえ、システムの最適化計画(全てのコンピュータシステムを統一規格にして、どこからでもアクセスできるようにする。)が進められていますので、結局において、これらのデータベースは、全て物理的には「つながっている」のです。しかも、住民票コードというマスターキーのインデックスがつけられて。

つまり、国民の情報は、行政機関によって、一元的に管理されつつある、少なくとも、そのインフラは完全に整備されてしまっているのです。そして、それをチェックしたり、監視したりする機関は、全くありません。

現時点では、中央省庁から、都道府県から、全国の市町村まで、「数え切れないほどの膨大な事務」に使われているのです。その膨大な事務に、全て、住民票コードが付番されているわけです。もし、住民票コードがわかり、そして、権限さえあれば、理論的には、住民票コードをキーとして全てのデータを集約し、個人情報を一元的に管理することは簡単にできるのです(あるいは、すでに覗き見られている可能性もあります。)。しかも、本人確認情報で利用する事務を増やすためには、各自治体の条例の改正でもよいのですから、立法府である国会がチェックすることも、全くできない仕組みとなっているのです。

これが自由の国でしょうか？

国民が主権者である民主主義の国でしょうか？

3 住民票コードを使ったデータベースの構築 ～ 民間の場合

次に、民間企業が住民票コードを使ったデータベースを構築することについてはどうでしょうか？ 政府の説明も、法案成立前と成立後で変わっています(というか、成立前の説明にはウソが多いのです。)

まず、住基ネット法案審議の冒頭で、当時の野田自治大臣は「(民間において)特に、契約に際して住民票コードの告知を要求することや、住民票コードの記録されたデータベースを構築することを禁止し、これらに違反した場合に、都道府県

知事が勧告、命令を行うことができるとし、命令違反について罰則を科すこととしております。」と明言していました。

しかし、これは、ウソなのです。民間で、データベースを構築することは、法律自体では、全然禁止されていないのです。住基法30条の43第3項は次のように書いております。

市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース(第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。)であつて、当該住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

ここで禁止されているのは「業として」なおかつ「他に提供されることが予定されている」データベースを構成してはならない、とされているだけで、データベースの構成自体は禁止していません。例えば、企業が、住民票コードを入手し、それを自社の内部でデータベースとして構築し、外部に提供しないで管理している分には、法的には問題がないわけです。要するに、民間で、データベースを構築すること自体は、法律上は、禁止されていないのです。

この点について、全国銀行協会が、口座開設時等の本人確認の方法として住民票コード通知書を利用するという方法を周知したことが問題になった際、片山総務大臣は「金融機関側が、銀行側が本人確認のために告知を求めれば、これは違法です。ただ、本人が自分で、これが私です、こう言った場合には、今の法律上は、それはだめだ、違法だということにはなっていない。」という答弁をしています(平成15年2月19日衆議院予算委員会〔資料8〕)。

したがって、立法時の野田大臣の説明は、明らかに、ウソなのです。

何故「民間でのデータベース構築は全面的に禁止」とせず、「外部に出さない以上、民間でも、データベース構築は可能」という制度になっているのか、という点は、意図的なものを感じざるを得ません。納税者番号制度を導入した場合、当然、預金、送金などの金融取引に際しては住民票コードを付記して取引を申告する制度になると思われます。つまり、近い将来、銀行や証券会社に限定して住民票コードを通知して、銀行内部で使うという処理を計画しているのではないかと思

わざるを得ません。ちなみに、そのような改正は、住基法30条の34には抵触しませんから、別表の改正だけで簡単にできますし、自治体の条例でも可能なのです。すでに、実験的にはじまっているもおかしくありません（条例でできる以上、既に始まっている国会ではわからないわけです。）。

4 現実の利用事務の拡大状況について

前記した自治体の条例に基づく住民票コード、住基ネットの利用は、相当程度進んでいると考えられます。

一例として、私が平成15年1月24日の衆議院予算委員会でも取り上げた兵庫県の事例を紹介いたします（資料6の1・7頁以下）。兵庫県では、知事の方針で、かなり積極的に住民票コード、住基ネットを活用しております。具体的には、県民税、個人事業税、自動車税、不動産取得税等の徴収やその他許認可、届出、資格、公的給付等に関する様々な事務に利用することが提案されていきました。なお、その後、正式に「県税条例」が改正されて、現在では、実際に運用されております。このことは、平成18年9月8日に公表された総務省作成の資料（資料14）にも明記されております。ちなみに、この資料によれば、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、滋賀県、岐阜県、鳥取県、島根県、長崎県でも、すでに住民票コードと住基ネットを利用して、徴税事務を行っていることがわかります。

また、前記で述べたとおり、市町村レベルでいえば、条例など作らなくても、市民税の徴収に住民票コードを利用することは自由なのです。ですから、市民税、固定資産税などの徴収業務に使っている事例は相当数あるはずです。御承知のとおり、国が徴収する所得税の徴収システムと、住民税の徴収システムとはリンクしておりますので（所得税の確定申告をすれば、住民税の申告は省略可能であります。つまり、国税と市民税・県民税の徴税システムはリンクしているということです。）、徴税のシステムのデータのなかに住民票コードはインデックスとして利用可能であり、利用されていると考えられます。

納税者番号に住民票コードを利用する体制が整っているということです。

第3 住民基本台帳法改正の経過についての問題点

以上が、住基ネットの「現実の姿」です。

問題は、国会で住基ネット法案が成立したとき、以上述べたような「現実の姿」がきちんと示されたうえで、国会審議がなされ、法案が成立したのかどうか、という点です。

実は、上記第2で述べたような実態のほとんどは、曖昧にされたまま、法案が成立してしまったのです。

1 政府・自治省（現・総務省）の目的

まずはじめに、政府の目的というものについて、私の意見を述べておきます。これはやや個人的な考え方も入りますが、ほぼ正鵠を射ている、と考えています。

なお、ここで「政府」と言いますと、内閣のことのように理解されるかもしれませんが、それは正確ではありません。内閣（例えば、小淵総理、小泉総理、安部総理）や与党自民党の方々も、住基ネットのことなど、きちんと理解していないと思います。理解している一部の人は、自民党であろうと反対をしているわけです（自民党の多くの人も反対していたことは、後述します。）。

住基ネットを推奨し、導入しようとしたのは、中央省庁の役人です。ですので、以下では住基ネット導入の主体として「役人」という言葉を使わせていただきます。

役人の主目的は、国民の情報をコンピュータで管理するのに都合が良いので、番号を導入するということです。役人の悲願は、1970年代に議論され、国民の反発にあって頓挫した「国民総背番号制度」なのです。最終的には、納税者番号を含め、全ての行政事務処理に利用できる番号を付番し、それで国民を効率的に管理していきたいという悲願です。30年来の悲願だったわけです。ただし、中央主導で露骨に行うと、「国民総背番号制度」であるとの批判が再燃しますので、まずは、市町村のネットワークという隠れ蓑（前述のが主目的であるかのように宣伝して）を使い、とりあえずは、国民に番号を振ってしまったのです。そのうえで、実際の住基ネットの利用の大半は、中央省庁が事務処理に使うというものです。つまり、住基ネットは「住民のもの」でもなく、「自治体のもの」でもなく、「中央省庁のためのもの」なのです。そして、徐々に、あらゆる国民の情報について番号で効率的に管理するシステムができあがります。要するに、本来の目的は、前記の～、のような事務に全て住民票

コードがインデックスとして付くこと、そして、それがネットワークでつながること、さらには便利さを宣伝して、納税者番号も含めたあらゆる事務処理に利用するところまで発展させていくこと、です（政府税調が毎年「住民票コードを納税者番号に利用すれば便利だ。」という答申を出していますので、このままですと、近い将来に、導入される可能性があります。）。

前述したとおり、県民税、市民税レベルですすでに利用可能な状態になっていますし、利用されている例もあるわけです。

他方で、国会での議論を振り返りますと、自治大臣自身が、住基ネットを流れる情報や蓄積される情報について理解していませんし、総理大臣が約束したことも反故にされて、われわれ国会議員が完全に騙された形で、法律が成立し、施行されてしまったのです。

以下では、住基ネット法案が成立する過程が、めっちゃくちゃなものであることを説明いたします。このことについては、私は強い怒りを感じており、住基ネット成立後の国会でも何度も指摘してきたところであります。

2 自治省の説明が不正確であったこと

自治省の役人が、国会の委員会で法案の説明をしておりますが、その説明内容は非常に不正確で、国会が行政に騙されて法律を成立させられたこととなります。

具体的にいうと、以下の点で騙されております。

【ア】 自治省が住基法改正前の説明で配布したペーパーを見てください（資料2の2）。このペーパーをみるかぎり、本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別プラス住民票コードと変更履歴の6情報）が流れるとしか思えないわけです。そして、自治省が法案成立後に配布したペーパーに、はじめて、明確に、9情報（広域交付時）、全13情報（転出証明書送信時）が住基ネットを流れることが記載されていたのです（資料2の3）。実際に、当時の保利大臣も、平成11年11月11日の答弁で、4情報しか流れないと勘違いをして答弁しており、平成11年11月25日に訂正しております。つまり、自治大臣自身が、住基ネットを流れる情報の内容を理解していない状態で、法律ができてしまった、ということです。ちなみに、マスコミも同じように誤解して、報道をしています（資料2の4）。

【イ】 また、同様に、本人確認情報は、地方自治情報センターだけに蓄積されるとしか読めないわけですが、実際には、各省庁のデータベースに住民票コードは保存され、蓄積されていきます。そして、各省庁で“相当”だと判断すれば、自由に使えるわけです。そのチェックをする機関は全くありません。このことは、法案成立後の平成12年2月24日の衆議院地方行政委員会の質問ではじめてわかりました（資料3）。

【ウ】 住民票コードを利用して、データマッチングをし、あるいはデータベースを作るとは、当初は93事務という話でしたが、その後、法律を改正して、どんどん拡大しています。さらに、法律を改正しなくても、前述のとおり、条例を使えば、いくらでも利用事務を増やすことができるのです。

平成11年8月5日、参議院地方行政・警察委員会において、野田自治大臣は住基ネットの利用事務について、「今回の改正案というのは、かねて申し上げておりますが、まず基本的に、継続的に行われるような給付行政または資格付与にかかわる分野で国民に関係の深い行政事務というものを法律の別表にきちんと掲げるということに限定をしておるわけでございます。それ以外に利用をしないということをはっきりさせております。では今後、その法律の別表に掲げる事務の範囲をどういうふうに拡大するのか。いろんなところに無制限に広がるということは非常に懸念があるのではないかといいんな御議論もあったわけですが、今御指摘ありましたように、基本的にこの住民基本台帳法の目的、つまり住民の利便の増進及び行政の合理化、こういう目的を十分に踏まえた上で慎重に行わなければならないということは当然のことだと思います。」と答弁し、利用事務については安易な拡大はしないという前提での説明をしております（資料18、11頁～12頁）。この点は、いわば国会を通過する際の条件であり、平成11年6月11日の衆議院地方行政委員会で、付帯決議として「五 国の機関等による住民基本台帳ネットワークシステムの利用目的を厳格に審査するとともに、定期的に利用状況を検証すること。また、システム利用の安易な拡大を図らないこと。」という決議がされています（資料19・8～9頁）。

「住基ネットの利用目的を厳格に審査する」と言っても、いったん住基ネットが稼働してしまった以上、国会議員の大半は、この問題についての

関心が薄れてしまい、委員会のメンバーも次々に変更になりますので、現在では、別表を改正して利用事務を拡げることはほとんど審議なしに簡単に行われています。

しかも、上記のとおり、「法律の別表」とは関係なく、したがって国会のチェックなしに、条例によって利用事務を拡大することもできるわけですし、現に、数え切れないほど利用事務は増えているのです。

【エ】 加えて、前述した「盲点」があります。前記の のとおり、自分の自治体で、住民票コードを利用するぶんには、いくらでも住民票コードを使ったデータベースを作ることができるのであり、利用事務に何の制約もないわけです（条例を作ることさえ必要がないのです。）。この点については、法案審議中には明確な説明がありませんでした。さきほど指摘したとおり、このことは、第156国会の衆議院予算委員会の平成15年2月13日の審議で、私の質問に対する政府参考人（当時の総務省自治行政局長畠中誠二郎）の説明で、具体的に明らかになったのです（資料7・6頁以下）。市町村内で、利用する分には、住民票コードを、小学校の学籍番号に利用したり、図書館の利用者カードのID番号に利用したり、市立病院の診療カードの番号としてカルテに記載したり、特別養護老人ホームの番号として利用したり、さらに市民税の徴収システムにも利用することができるのです。

要するに、法案成立時には、自治省の役人は国会に対して、「4情報が流れるだけ。蓄積するのは地方自治情報センター」「住民票がどこでもとれる」という程度のなござりな説明しかしていないわけです。少なくとも、自治省が作成して配布されたペーパーには、そういうことしか記載されていないのです。本来の意図、つまり、「全ての国民に背番号をつけて、あらゆる行政事務処理に利用する。そうなれば、国民の情報を一元的に番号で管理できる。」という目的を隠しているわけです。肝心の「6情報を受け取った省庁が、住民票コードを含むデータを蓄積してデータベース化すること。それが省庁横断でネットワーク化されること」「法改正や条例で無限に事務を増やしていくこと」「住民票コードを利用することは、市町村ではフリーパス」「住民票コードの利用事務、住基ネットの利用事務は、国会の関与なしに無限に増殖し、それを把握することも不可能な膨大な事務に利用される。」ということは、国会審

議で、きちんとした説明は一切ないのです。要するに、最も大事なことについて、一切説明はなかったわけです。

国会で法案を審議しているときには「住民票がどこでもとれる。」というような、本来の意図を隠すような法案の説明がなされ、国会議員は「住基ネットを流れるのは4情報だけ」というような誤解をしたまま、法案が国会を通過してしまったのです。国会議員が騙されたんです。法案が成立してから、次々とそういう事実が明らかになりました。

3 総理大臣の説明に騙されたこと

住民基本台帳法附則第1条第2項は、「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」という規定が入っておりますが、その経過は次のとおりです。

平成11年6月4日、自由民主党、公明党・改革クラブ、自由党の与党が「個人情報保護に関する法律については、自由民主党、自由党及び公明党・改革クラブ間で今国会中に検討会を設置の上、法制化の検討に着手し、年内に基本的枠組の取りまとめを行い、三年以内に法制化を図る。」という確認書を取り交わしています。そして、6月8日、この三党の合意に基づき三党共同提案による修正案として今述べました附則第1条2項が提案されています（資料23）。

当初、政府は、改正法案において個人情報の保護を規定しているので住基ネットを導入する前提として包括的な個人情報保護法の制定を要するものではないとの立場を取っていました。しかし、国会審議を通じて民間部門を含めた包括的な個人情報保護に関する法整備を進めていく必要性が高まっているとの議論がなされ、住基ネットの導入に当たっては、個人情報の保護に万全を期するための施策の充実を図ることが不可欠であるとの認識に至ったためこのような提案がなされたのです。

この「所要の措置」とはどういうことか、ということについて、平成11年6月10日の衆議院地方行政委員会において、野田自治大臣は、「所要の措置」とは、「第一に、民間部門をも対象とした個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを速やかに整えること、第一のシステムの整備状況を踏まえ、住民基本台帳法におけるさらなる個人情報保護措置を講ずるため、所要の法改正等

を図ること、第三に、地方公共団体が適切に住民基本台帳ネットワークシステムを運用することができるよう、自治省として個人情報保護に係る指導を十分に行うことなどを示すものと認識しております。」と答弁し、小淵総理大臣も「本法案におきましてもプライバシー保護に格段の配慮を行っているところでありますが、これまでの国会審議を踏まえ、特に住民基本台帳ネットワークシステムの実施に当たりましては、民間部門をも対象とした個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを速やかに整えることが前提であると認識しております。」と述べているのです(資料20)。

当時の与党であった公明党の坂口厚生労働大臣は、公明党の機関紙の公明新聞のインタビューの中で「政府側からは ~ 中略 ~ 『所要の措置』が包括的な個人情報保護法の制定であり、この保護法ができるまで、ネットワークシステムは運用しない、という趣旨を審議している衆院地方行政員会で首相・自治相が確認するという提案がありました。」と明確に述べています(資料5の2)。

しかも、実際の審議においても、民主党の古賀議員、公明党の富田議員、共産党の春名議員、社民党の知久馬議員がそれぞれ、同じこと、つまり「住基ネットの施行の前提として包括的な個人情報保護法をつくる。逆に言えば、できなければ本改正案は施行しない、こういう立場なのかどうか。この点を明確にお答えください。」という質問をしているのです。その都度、小淵総理大臣、野田自治大臣が、先ほどのような同じ答弁を繰り返しているのです。これは、国会の議事録としてはっきりと残っております(資料20)。

ところが、です。

個人情報保護法が成立しないまま、住民基本台帳ネットワークは、平成14年8月5日から稼働を開始してしまいました。

私は、平成14年5月29日の衆議院内閣委員会で、当時の福田官房長官と片山総務大臣に、この点を質問しております(資料5の1)。ところが、福田官房長官は「もとの内閣の総理大臣の国会答弁がその後の内閣の行為を、これは法律論ですけれども、法的に拘束することはないわけですね。」という答弁です。さらに、片山総務大臣は「法案を出すところまでが内閣の責任で、政府としての『所要の措置』は国会提出までだ。それで、去年の三月にそういう意味では個人情報保護

法を出させていただいている次第でございます。」というのです。

総理大臣が、国会に対して約束したことを守らないというのは、どういうことなのでしょう。

政府は、住民基本台帳ネットワークの施行を延期することもできたのですが(そういう提案があれば当然、国会を通ったはず。自民党のなかにも、住基ネットに反対する方は相当数いました。)、政府は、それをしませんでした。

こんな無責任なことがまかり通っていいのでしょうか。

4 自民党議員も反対した住基ネット ~ 凍結法案について

以上のように、当初の自治省の役人のウソが暴かれるにつれ、自民党の議員のなかでも、住基ネットを疑問視する声があがってきました。国民の情報を役人が完全に管理することについての危機感が少しずつ広がってきたのです。本来、このような国民管理の法案は、全体主義的な思想となじむものですので、真の保守派、自由主義者は反対すべき内容ですから、自民党議員が反対するのは、当然のほうです。それについては、ジャーナリストの櫻井よし子氏などが強く反対してきたことも影響していると思いますし、私も、彼女と一緒にピラ配りをして、毎週のように、多くの議員と会合をして、反対の声をあげてきました。

また、平成14年8月に、個人情報保護法が成立しないまま、住基ネットが稼働しようとしている点は、小淵総理大臣の約束違反が明らかでした。

平成14年7月4日に議員会館で集会を開いたときは、自民党の議員も多数参加していました。例えば、自民党のなかでも、亀井静香氏や中川昭一氏なども反対の意思表示をし、集会でも演説をしていたのです。議員立法で、住基ネットの凍結法案が成立する寸前まで行ったのです。亀井静香氏なども院内集会で「国がすべて管理していくというのは民主主義国家の基本的な点に触れる。」と述べて反対しており、一時は自民党内からも60名以上の議員が凍結法案に賛成するという状況になりました。

しかし、結局は、自民党執行部の切り崩しにあり、成功しませんでした。そのことは、今でも強く悔やまれます。

この経緯については、かなり新聞報道もされましたので、当時の記事(資料16)を参考までに

提出します。

第4 個人情報のデータマッチングについて

1 データマッチング

私が、一貫して住基ネットシステムの導入に反対し、繰り返し廃止法案を提出し続けている理由は、一言でいえば、住基ネットシステムは、住民票コードという共通番号を利用して国民を管理するシステムだからです。

前述のとおり、住民票コードの利用状況が無制限に拡大しているという状況に加え、現在、政府では、コンピューターネットワークシステムの一元化を計画・遂行しています。このネットワークと、住民票コード・住基ネットを利用することによって、行政が個々人の個人情報を検索・集積・突合・結合・利用（これらを、便宜上「データマッチング」といいます。）することに強い危惧を抱いています。

以下に述べるとおり、個人情報の一元管理を容易にするシステムの構築が政府によって進められているのです。これらのシステムにおいて、集約された情報が誰の情報であるかを確実に示すもの、つまり、データベースのトップにインデックスとして付くものは、住民票を基礎とした「本人確認情報」（特に住民票コード）であると考えるのがもっとも合理的かつ「効率的」です。

こうしたシステムが出来上がれば、国民の情報は全て行政機関によって把握されることとなります。ネットワークにつながっている以上、権限さえ付与されれば、あらゆる個人データ（あらゆる国家資格の有無、国家試験受験の有無及び結果、あらゆる許認可の届出の履歴、海外渡航履歴、転居履歴、不動産所有歴、法人役員歴、学歴、病歴・診察歴・投薬歴、結婚・離婚・養子縁組等の履歴、家族構成、年金・児童扶養手当等の各種給付の受給状況、納税の履歴、公共料金の支払・滞納の履歴、職歴、少年非行歴、犯罪歴、公立図書館で借りた本の履歴、公民館を利用した履歴等々）が集約することが可能となります。納税者番号制度として利用される場合には、民間での住民票コードの利用を前提としますので、銀行取引、クレジットカード取引その他の商取引の履歴さえも、住民票コードをキーとして、閲覧が可能となってきます。現に、各省庁の最適化計画では「アクセス権限さえ付与されれば、他部門や他業務であっても

データベースを利用することが可能となる。」と、明記されているのです（例えば「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」〔資料12〕の12頁）。

ここで「権限さえ付与されれば」というのは、あくまでも「建前」論です。残念ながら法律を守らない公務員は、過去にもいくらでもありました。法的な規制をすれば安全だとは到底いえないでしょう。むしろ、ITの世界では、物理的に接続してしまえば、法的な規制は無効なのです。共通番号を振って、あらゆるデータにインデックスとして住民票コードを付けて、さらに統一システムでネットワーク化しておいて「法的にはアクセスしてはいけません。」という規制の仕方は、どう考えても無力です。やはり、番号を付番するという行為をやめなければ、これは規制しようがないのです。

システムができあがり、国民個々人のあらゆるデータを一部の行政機関の人間が閲覧できるようになってしまえば、もはや、それは自由主義国家でも、民主主義国家でもありません。

以下、現在、政府がすすめている省庁横断のデータマッチングのシステムについて、具体的に述べたいと思います。

2 政府の進めている最適化計画について

現在、政府の主導によって、「最適化」の名の下、各省庁の情報システムが根本的に改変されつつあります。これが完成したら（計画上ではあと数年で完成することになっています。）、これまで省庁毎、事務毎の縦割りシステムの下、それぞれのシステムのデータベースへの直接接続・アクセスが困難であった「レガシーシステム」から、アクセスが可能となるオープンなシステムに変更され、さらにデータベース自体の標準化・共通化が進められることによって、データマッチングが飛躍的に容易になるのです。

私は、この政府の「最適化計画」について資料を収集し、さらに内閣総理大臣に対して質問主意書を提出し回答を得ています。1回目は平成18年6月15日付質問・同月22日付回答の3件であり（内閣衆質一六四第三五六号ないし三五八号〔資料9〕）、2回目は平成19年2月8日付質問・同月20日付回答の5件（内閣衆質一六六第五〇号ないし五四号〔資料10〕）です。なお、以下では、質問主意・回答を引用する場合には、便宜上「質問164-356」などと略記するこ

とがあります。

これらの質問主意書に対する回答もふまえて、各省庁の最適化計画について、概観いたします。

(1) 各府省における業務改革のための「最適化計画」

各府省は、平成15年7月17日に、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議の決定に従い、府省内・府省間において行政事務の基盤となる共通のコンピュータシステムについて見直しを行い、その「最適化」に取り組んでいます(2004年(平成16年)3月25日行政情報システム関係課長連絡会議了承「共通システムの見直し方針」)。

これを受けて、各省庁では、平成17年から18年にかけて、それぞれ「最適化計画」を策定しています(質問164-358への回答1の

(1)及び(2)〔資料9の3〕)。

(2) 最適化計画によるデータマッチングのインフラ整備

これらの最適化計画後における、省庁間のネットワークについては、平成18年3月31日付で、各省庁の連絡会議において決定された「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」(資料15)において詳しく定められています。このガイドラインからは、興味深いことがいろいろわかります。例えば、各府省内のローカルエリアネットワーク(LAN)については、複数設置する合理的な事由が存在する場合を除き、「一府省等一システム」とすることとされており、各府省で省内共通のシステムの構築が図られているとされています(質問164-358への回答1の(3)〔資料9の3〕)。

また、省庁の業務処理の一元化・集中化を図るための指針も、具体的に定められています。たとえばその例をいくつか拾うと次のようなものが目に付きます。

- ・関連する情報システム及び将来的に相互接続を行う可能性が高い情報システムにおいて用いられるデータは、システム間でのデータ互換性を確保するため、データ構造の標準化を図る【指針2-1】。
- ・複数の府省、部局、課室等で同様の処理が行われている業務について、当該業務の全部又は一部について情報システムを活用し、同一の業務処理方法を適用する場合は、情報システムの一元化・集中化を図り、汎用的な一の情報システ

ムを関係する複数の府省、部局、課室等で共同利用する。各府省でデータの分散管理を行うことが適切な場合においても、アプリケーション機能の一元化・集中化を図るとともに、データ管理機能の仕様を統一することにより、相互互換性を確保しつつ、システム開発・運用の費用低減を図る【指針4-1】。

- ・各府省内のLANは、一府省当たり一システムとし、メールシステムその他の基本システムの統一化及び運用管理業務の集中化を図る【指針4-2】。
- ・情報システムを利用する職員のコンピュータ端末は、各府省内で整備されるLANの利用端末を用いるものとし、また、情報システムのサーバ機能及びこれを利用する職員のコンピュータ端末の間を結ぶネットワーク回線は、府省内で整備されるLANその他の基盤となるネットワークを活用するものとする【指針4-3】。
- ・情報システムを構成するハードウェア及びソフトウェア並びに通信プロトコルは、国際標準又は事実上の標準を採用し、オープンシステムとする【指針4-5】。

これらは、いずれも、行政による情報の共有化、すなわちデータマッチングを可能にするシステムであることは明らかです。

(3) 霞ヶ関WANとLGWAN

また、平成6年12月25日の閣議決定「当面の行政改革の推進方策について」により、各府省等の間における情報の円滑な流通、情報共有等を図るために、各府省等のLANを相互に接続する政府内専用ネットワークとして霞ヶ関WANが整備されています。

さらに、ミレニアムプロジェクト(平成11年12月19日内閣総理大臣決定)を契機に、各地方公共団体内の庁内LANを相互に接続し、各地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度化を図ることを目的とする行政専用のネットワークとして総合行政ネットワーク(LGWAN)が整備されています。

そして、霞ヶ関WANとLGWANは、各府省と地方公共団体との間における情報の伝達及び共有を円滑に行うため、平成12年12月1日閣議決定の「行政改革大綱」に基づき、相互に接続されています(質問164-358への回答1の(4)〔資料9の3〕)。

先の「ガイドライン」でも、【指針4-4】

で、「府省間を結ぶネットワーク回線及び国の行政機関と地方公共団体を結ぶネットワーク回線は、それぞれ霞ヶ関WAN及び総合行政ネットワーク(LGWAN)を活用するものとする。」と定められているところです。

この霞ヶ関WANおよびLGWANについては、平成17年3月31日付各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定「霞ヶ関WAN及び政府認証基盤(共通システム)の最適化計画」〔資料17〕でさらに整備されています。

(4) 小括

以上のように、すでに、各府省内、および府省間、各府省と地方公共団体においては、収集した情報を流通交換し合い、また集積することができるシステムが整っているのです。

3 法務省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画について

「最適化計画」によって、行政が、情報の一元管理のシステムを構築しようとしていることは、各府省の「最適化計画」の内容を具体的に見れば、より明白になります。ここでは、法律関係者にとってわかりやすい法務省を例にとって、その内容を紹介したいと思います。

(1) 従来の法務省内のネットワーク

法務省は、平成17年4月6日、法務省情報化統括責任者(CIO)によって、「法務省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画」(資料21)を決定しました。

これによると、当時、法務省が保有するネットワークは、

本省と、所管各庁(法務局、地方法務局、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、矯正管区、矯正研修所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、地方更生保護委員会、保護観察所、地方入国管理局等、主に都道府県単位で地方拠点となる機関)及びその出先機関(支局、支部、出張所等)の一部を接続した広域ネットワークである法務省総合情報通信ネットワーク(法務省WAN)

法務省WANに接続された所管各庁とその出先機関を、専用回線などで接続し運用を行っているネットワーク(個別回線)

登記情報システム専用に登記業務の電算化を実施している登記所を接続した登記情報ネットワーク

出入国管理システム専用に出入国管理業務を行

っている機関を接続した出入国管理ネットワーク
公安調査業務専用に公安調査局及び公安調査事務所を接続した公安電算ネットワーク

本省、所管各庁及び出先機関における構内ネットワーク(LAN)。

というものでした。

(2) 新たな法務省内のネットワーク

法務省は、以上のような膨大なデータベースのネットワークを、一つのネットワークに統合することによって、一府省一ネットワークの実現を図ろうとしているのです。

ア．ネットワークの一元化

法務省が保有するすべてのネットワークを対象として、法務省WANをベースとして、その他のネットワークを順次統合し、法務省情報ネットワーク(「法務省NW」と呼称を改めた上で、一府省一ネットワークを実現するための基盤となるネットワークとして再構築する。

イ．情報共有手段の確保

異なる組織間における情報の共有が所管各庁に1台ずつ整備した端末でしか行うことができないのは、著しく非効率的であり、業務の円滑な処理の妨げとなることから、将来的には、電子メール環境や電子掲示板環境などの法務省内の全端末で共有することで利便性及び効率性の向上を図ることとする。これにより、法務省NWに接続するすべての端末間で情報共有が可能となる。

ウ．運用管理業務の一元化

すでに管理の一元化がはかられている法務省WANに加え、個別回線、登記情報ネットワーク、出入国管理ネットワーク及びLANについて、法務省NWに統合する中で、運用管理業務も一元化し、効率化を図る。

(3) まとめ

このように、法務省を例にとるならば、法務省のあらゆる機関をネットワーク化し、すべての端末間で情報の共有を図るとともに、その管理運用の一元化が現に計画され、実現化されつつあることがお分かりいただけたと思います。

従来、各省庁内で業務ごとにばらばらに保管管理、運用されていた情報を共有化、一元化し、情報の統合化、そして統合化された情報をいろいろな部署で共有化するシステムを構築することによって、各省庁や自治体が、国民個々人の情報を名寄せし、マッチングできる体制が完成されようとしているのです。

しかも、問題なのは、これらのことが立法によ

って実現さはないということです。このような国民の個人情報の一元化がなんらの明示的な法的根拠に基づかずに実現されようとしているのです。

4 航空会社のデータ利用（A P I S / インテリジェンスシステム）

個人情報データベース同士のデータマッチングについては、すでに導入実行されている制度を見れば具体的なイメージがわくと思いますので、以下では、外国人を対象としたA P I S / インテリジェンスシステムというデータマッチングのシステムについてご説明します。

（１）「事前旅客情報システム（A P I S）」について

すでに平成17年1月から、航空会社が提供する乗客等の電子データ情報を、警察庁、法務省、財務省が、それぞれ保有するデータベースと自動的に照合し、上陸審査、税関による検査、国際組織犯罪やテロ等に対する警察等の取り締まりに利用する「事前旅客情報システム（A P I S）」が導入され、旅客の個人情報の省庁をまたがる集約、管理、利用がなされています。

その内容については、平成16年12月21日に、マスコミに配布された「事前旅客情報システム（A P I S）の導入について」（資料22）で、ある程度明らかにされていましたが、質問主意書に対する回答（質問164-358への回答「3」〔資料9の3〕）によって、さらに具体的に明らかになっています。

すなわち、これらによれば、このシステムは次のようなものになっています。

このシステムは、警察庁、法務省及び財務省の3省庁により共同で運用されている（同「3の（1）の」）。

航空会社は、旅客・乗員情報を、「国際航空情報通信機構」が整備した回線を経由して、警察庁、法務省及び財務省が共同で運用する「A P I センター」にネットワークを介して送信する（同（1）の及び）。

同センターに送信された情報は、さらに同センターからから3省庁にそれぞれに転送される（同）。

3省庁はそれぞれが保有する、上陸拒否事由に該当する者及び指名手配されている被疑者等の氏名等を電子的に記録したデータベースと自動的に照合する（同（1）の～）。

こうして、3省庁は、「我が国にとって好

ましくない者」を特定し、入国管理局による上陸審査、税関による検査及び警察による取締りを的確かつ確実に実施することを可能とする。

A P I S がすでに実施されているということは、他から提供を受けた特定の人物の情報と、自庁が保有する人物の情報を照合するシステム、すなわち、個人情報のデータマッチングをなしうるシステムが構築されていて、現に実用に供されているということです。そしてそれは、省庁を超えて保有されている特定の人物の個人情報を、複数の省庁が共同で利用する体制がすでに整っているということの意味します。

私の質問に対して内閣は、照合に使用された情報や照合の結果は、「必要に応じて、利用目的を達成するために必要期間、それぞれが構築したデータベース上に保有される」と回答しています（同（1）の及び）。警察の情報収集も含めた目的なのですから、古いデータもあったほうが便利であることは間違いなく、「利用目的を達成する」というのは、半永久的というのと同義でしょう。つまり、航空会社から得た個人情報は、無期限に保存され、蓄積され、膨大なデータベースになっていきます。

なお、「日本人も含む全ての旅客、乗務員の情報が収集、提供されるのか」という質問（同3の（1）の）に対し、政府は「我が国の空港に乗り入れている航空会社であって任意の協力を表明したものが運航する国際航空路線の航空機に搭乗する乗員及び乗客に関する情報等の提供を受けている。」と答え、日本人も対象になっていることを否定しませんでした。実際には、日本人のデータも提供されていると思われます。

この制度による航空会社の情報提供は、昨年（平成18年）5月に、入管法の改正により、法的根拠ができましたが、それ以前は、法律上の根拠なく実施されていたのです。

（２）出入国管理業務の業務・システム最適化計画について

さらに、平成18年3月31日、法務省情報化統括責任者（C I O）によって、「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」が決定、策定されました（資料12）。

これは、従前のシステム（前に述べたとおり、「事前旅客情報システム（A P I S）」において、警察庁や財務省との間で共同運用がなされており、また市区町村が行なう外国人登録処理関係について、「外国人登録情報処理システム」によ

って、市区町村との間で、情報の交換や事務の処理が行われています。)を次のように改変、「最適化」を図ろうとするものです。

情報システムの見直し

テロ・犯罪・不法滞在防止対策

電子申請手続

情報収集・分析関係

業務処理関係

情報システム管理体制の強化

この中の、 においては、滞在する外国人について「位置情報システム」を活用した実態調査および違反調査業務の効率化が企画されています。これは、位置情報システムを利用して、不法滞在等の通報があった外国人がどこにいるのか、あるいは、不法就労等をしている事務所、企業、これがどこにあるのかということ、地図の上に分かりやすく明示して、いろいろな対処ができやすいようにするというシステムです(「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」〔資料12・27頁以下〕)。

このように、このシステムは、日本に滞在する外国人について、居場所をも含む個人情報が一元的に集約され、監視、管理されるシステムにほかなりません。このようなシステムが現実に構築されようとしているのです。

そして、この「最適化計画」においては、「(従来)複数のシステムで分散管理されている外国人の入国・在留に関するデータを統合、また、関係行政機関などから提供される諸データを一元的に管理し、これらのデータを収集・分析、また自動アラート機能を活用する」という「インテリジェンスシステム」の導入が図られています(同計画書26頁)。これは、業務ごとにばらばらに分散していた情報を一元化して活用できるようにするものであり、個人の情報の統合管理のシステムにほかなりません。行政機関などが、特定の外国人に関する個人情報を入手しようとするれば、ここに照合すれば、すべて入手することが出来るものです。具体的には、数百万人(外国人登録者数)ないし数千万人(数年間の入国者数)に及ぶ外国人について、指紋や顔写真等といった個人を特定するためのバイオメトリクス情報や在留個人記録、就学・就労先等の在留情報、位置情報、さらにはいわゆるブラックリスト情報などが一元的に管理されようとしているのであり、これはまさに、特定の機関による特定の個人の個人情報のデータマッチングそのものであると言わざる

を得ません。

この「インテリジェンスシステム」は、当面外国人についての計画ではありますが、日本人に適用されないという保障はまったくありません。むしろ、前身である「APIS」では日本人は除外されていないのですから、インテリジェンスシステムも、日本人にも適用されるようになるのが自然でしょう。

なお、この「インテリジェンスシステム」について、政府は、私の質問に対して、法務省情報化統括責任者が決定した「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」において、「現在複数のシステムで分散管理されている外国人の入国・在留に関するデータを統合、また、関係行政機関などから提供される諸データを一元的に管理」する「インテリジェンスシステム」を導入する旨の記載があるということは認めながら、前記APISとの関係、どの機関が収集、管理するか、どのような個人情報を一元管理することが検討されているか、一元管理を行う機関としては、どの省庁が管轄する、どのような機関が検討されているか、いかなる仕組みで一元管理することが検討されているかというようなこと、さらには、特定の「入国外国人」を検索、名寄せする場合の「検索キー」として、どのようなものを検討しているかということについては、「お答えする段階ではない」として、明らかにしようとしませんでした(質問164-358への回答3の(6)〔資料9の3〕)。

5 社会保険庁におけるデータマッチングや不正閲覧の危険性について

(1) 社会保険庁は、もともと、年金情報、健康・医療情報、勤務先情報、所得情報などといった膨大な個人情報を保有し、かつ、「年金制度の一元化」などの名目下、基礎年金番号という重複しない固有の番号を保有している官庁です。

現在、社会保険庁では、すでに同庁が保有するデータと住民票コードを含む本人確認情報とのデータマッチングが始まっています。具体的には、20歳になるすべての国民の本人確認情報が、地方自治情報センターから社会保険庁に磁気媒体によって一括提供されており、同庁において、「基礎年金番号管理ファイル」との突合・保存が行われているほか、従前の現況届を廃止することを目的として、社会保険庁が保有する年金受給権者にかかる情報と地方自治情報センターが保有する本

人確認情報との突合が行われています。

これらの点に関し、私が、平成19年2月8日に質問主意書を提出したところ、同月20日付でなされた答弁（質問166-51への回答〔資料10の2〕）において、以下のことが明らかとなりました。

ア．20歳到達者情報の提供について（同回答「2」）

社会保険庁は、平成15年4月から、毎月末日時点において、翌々月に20歳に達する者の本人確認情報を、磁気媒体により、地方自治情報センターから提供を受けている。

提供を受けた本人確認情報を、社会保険庁は、「基礎年金番号管理ファイル」と突合して保存している。

イ．「現況届」の廃止について（同回答「3」）

平成18年3月末時点において、社会保険庁が、氏名、住所、生年月日、性別の4情報を保有していた年金受給権者数は、約3167万人である。

社会保険庁は、平成18年4月から、これらの4情報を地方自治情報センターに送って本人確認情報と突合作業を行ってもらった結果、約2575万人の住民票コードが特定された（特定できた受給者に関しては、社会保険庁のデータベースに、基礎年金番号と住民票コードの2つの番号が登録されることになる。）。

反面、住所の不一致等が原因で600万人弱については住民票コードが特定できず、今後も現況届を提出する必要がある（同回答「3」）。

また、受給者の内、「外国籍（外国人登録）者」「外国に居住している者」「加給年金額等が加算されている者」「障害の程度を確認する必要がある者」については、今後も現況届を提出する必要がある（同）。そして、社会保険庁は、住基ネット利用以前は、年金受給権者の内約2100万人分については、市町村から2月に1度、生死等の情報を受領している。

住基ネット利用開始後も、「資格喪失」の場合には未だに情報を受領している（同）。

（2）以上のように、社会保険庁は、その保有す

る膨大な個人情報を、「基礎年金番号」でマッチングすることもできたのですが、住基ネットの利用により、より漏れがなく、かつ、個人識別性が完全ともいえる住民票コードを含む本人確認情報を入手することによって、その個人識別機能とデータマッチング機能は極めて高度化したといえることができます。社会保険庁は、近い将来、解体・再編される予定ですが、この最適化計画自体は維持されていますので、住民票コードを用いたデータマッチングの危険性は高まっていると言わざるを得ません。

（3）実は、このような「データマッチング」を基礎として、更なるデータマッチングも計画されています。これは、「社会保障番号」や「社会保障個人会計制度」などと言われるもので、国民個々人の社会保障関係の支出と給付を「データマッチング」して、社会保障個人会計制度を作るものとされています。すなわち、国民個々人の支出と給付のデータを、「社会保障番号」をキーとして名寄せすることが前提となるのです。そのマッチングの手段としての「社会保障番号」は、納税者番号と同じく、住民票コードそのものを利用するか、もしくは、住民票コードとリンクさせた別個の番号である「社会保障番号」を利用することが必然化せざるを得ません。

（4）ところで、社会保険庁においても、「最適化計画」が進められており、将来、「健康保険業務システム」において、「事業所情報」が200万件、「被保険者情報」が5400万件、「給付情報」が9000万件、「レセプト情報」が18億件と、膨大な個人情報を保有する計画であると言われていています（質問166-51への回答1（2）〔資料10の2〕）。

（5）また、社会保険庁において、個人情報を閲覧できる端末が、以下のように膨大な数に上がっていることが政府の答弁によって明らかになりました（同回答4）。

ア．平成19年1月末日現在、「基礎年金番号」を含む個人情報を閲覧できる端末は、全国で1万4960台にのぼり、社会保険事務所、年金相談センター、年金電話相談センター、市町村などに設置されていること。

イ．同じく「住民票コード」を含む個人情報を閲覧できる端末は、全国で9431台にのぼり、社会保険事務所等に設置されていること。

ウ．最適化計画が実現後は、「端末の一人一台化」が実現することになっており、全国の社会保

険事務所等から閲覧ができるようになること。

エ．現在、外部委託先の民間事業者に社会保険業務専用端末を使用させており、最適化計画においても、業務上、端末を使用させることを予定していること。

オ．「最適化計画」実現後のデータベースにおいては、「被保険者・受給者情報」と関連付けられた「被保険者保有番号」内に、「住民票コード」や「外国人登録番号」などが登録されることになっている（同回答5）。

（6）まとめ

以上の事実は、次のように整理できます。

社会保険庁は、現在でも膨大な個人情報保有しており、それらの個人情報、基礎年金番号と住民票コードという、2つの重複しない、個人識別番号を付してデータベース化されようとしていること。そして、全国の現場に設置されている数多くの端末から、氏名、住所等の4情報はもちろん、住民票コードや基礎年金番号なども閲覧できることから、セキュリティ的にも不正閲覧の危険性が高いことが明らかとなりました。逆に、住基ネットが活用されるようになって、外国人を含め、かなりの数の「現況届」は存続せざるを得ないため、「現況届」の全廃は不可能であり、また、全廃は、そもそも予定されていなかったことも明らかになりました。

従前の住基ネット訴訟において、政府は、住基ネットからの離脱を認めない理由として「離脱認めると、従来の現況届などの制度も併存しなければならず無駄だ」などと言ってきたはずですが、しかし、そもそも、住基ネットが稼働しても「従来の制度」も併存させることが予定されていた制度であるといわなければなりません。この点でも、国の説明は、極めて不正確であり、自分に都合の悪いことは説明していないと言わざるを得ません。

6 納税者番号制度

最後に、私自身、税制度が専門でありますので、住基ネットと納税者番号制度について、付言しておきます。現在のところ、住基ネットは、正面きって納税者番号としては使われておりませんが、実際には、納税者番号制度に住民票コードを利用することが公然と提案されています。

平成17年6月21日にまとめられた税制調査会の基礎問題小委員会の「個人所得税に関する論点整理」を見ると、「納税者番号制度」の導入が謳われていますが、その番号に関して、「住民票

コードについては、既に法律上の枠組みが存在することから、喫緊の課題として税務行政に活用される番号制度を早急に導入する必要がある場合には、『住民基本台帳方式』を採ることが現実的であろうと、住民票コードを、税務上の名寄せ、突合のマスターキーとして使用することを薦めていることが分かります。

また、平成18年12月1日に税制調査会が行った答申「平成19年度の税制改正に関する答申 - 経済活性化を目指して - 」でも、「納税者番号制度は、各種資料の名寄せ・突合を効率化することにより、税務行政の効率化・高度化、ひいては適正・公平な課税に資するものである。今後、住民票コードや基礎年金番号、いわゆる『社会保障番号』の活用可能性を検討しつつ、これまで以上に積極的な取組が必要である。」（9頁）と書かれており、納税者番号への住民票コード等の利用に積極的な姿勢を示していることが一目瞭然です。

このことについては、私自身が、国税庁の職員から聞いた経験がありますので、お話しします。国税庁は平成7年から、順次、全国の税務署のコンピュータシステムをネットワーク化する「国税総合管理システム」（通称「KSK」）というシステムを構築してきております。平成13年11月に、全国524の税務署全てが一元的なコンピュータネットワークでつながりました（資料24）。このKSKのデータを処理する施設（KSK中央センター）が、横浜にあったのですが、私は、以前、そこを訪問して国税庁の方から話を聞いたことがあります。その際には、国税庁の方は、平然と「（将来的に）納税者番号には住民票コードを利用するに決まってるでしょう。」と話していました。

ちなみに、現在の所得税の確定申告の整理番号となっている納税者番号は8桁ですが、電子申告の際の整理番号は11桁になっており、住民票コードと同じ桁数なのです。近い将来、住民票コードを納税者番号として利用しようとする意図が透けてみえます。

前述のとおり、民間でのデータベース構築自体は、禁止されていないのです。まずは、銀行や証券会社といった税の捕捉のために密接な関係を有する企業から、住民票コードの利用を解禁して、データベース構築をすすめていこうという考えなのではないかと思います。

7 まとめ

以上のとおり、各省庁においては、従来、各部署や業務ごとに保管、管理、利用されてきた情報が、どの端末からでも、あらゆる部署の情報を検索、収集、突合、結合、蓄積、利用等ができるようになるのですから、行政のすべての機関が、「みずからの必要に応じて」、国民の情報のマッチングの主体になり得るのです。

ちなみに、私は、内閣に対して、現在、各省庁で保有する個人データのファイル数、とくに、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省、社会保険庁、国土交通省、文部科学省について明らかにするように求めたことがあります（質問164-356〔資料9の1〕）。

この質問に対する内閣の回答は「個人情報ファイルについて新たに調査することは作業が膨大なものとなることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。」というものでした。要するに多すぎて挙げられないということです。行政は、私たち国民一人ひとりの膨大な、それこそ数え切れないほどの個人情報を集め、保管していることが明らかです。この点については、私は、2007年2月にも同じ質問をしています。その際には、現在の行政機関個人情報保護法によってデータファイルの存在の公表が義務付けられている個人データファイルだけでも8万件以上にのぼることが明らかになりました（質問166-50〔資料10の1〕）。この数は、行政機関個人情報保護法10条2項、11条2項で通知・公表義務が免除されているファイルを除いた数ですから、非公表の個人データファイルも含めれば、国民に関するあらゆる情報が集積されていると違って差し支えないでしょう。

しかも、諸外国では「データ保護監察官」などの、権限を有する独立の第三者機関がチェックする体制ができていますが、我が国では、目的外利用等を監視する「第三者機関」は存在していないのです。

このようなずさんな状況のもと、行政が収集した国民個々人の情報を、行政がいつでも容易に検索し、突合し、結合し、集積し、利用することができるシステムが現に構築されつつあるのです。

私は、164-358の質問で、法務省の「最適化計画」に関して、「共有を図る情報には、国民（被疑者、被告人を含む）の個人情報も含まれているか否か明らかにされたい。含まれているとすれば、その情報の内容を網羅されたい」と質問

しました。これに対する、内閣の回答は、「『法務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画』は、個人情報の共有の在り方について定めるものではない」というものでした。「個人情報も含まれているか」という、内容に関する質問に対し、政府は「目的」をもって答えたものであり、私の質問に全く答えていないのです。このような回答の仕方、さらに、各省庁の「最適化計画」には、国民の個人情報が除かれているという記述はまったくないこと、「最適化計画」の一環である前記法務省の「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」は、まさに個人情報を対象としていることなどからして、政府の「最適化計画」が、私たち国民の個人情報をも対象としていることは明らかです。

以上検討してきたように、政府や各省庁は、従来行政機関がバラバラに保管管理してきた国民の個人情報を含む情報を「一府省一ネットワーク」=情報の共有化を図るための「最適化計画」を進めています。また外国人に限られているとはいえ、外国人の「位置」を確認するシステムや複数のシステムで分散管理している外国人に関するデータを統合し、また、関係行政機関などから提供された諸データを一元管理し、これらのデータを収集分析するシステム=「インテリジェンスシステム」が構築されようとしています。国民の個人情報を統合し、照合するシステムの構築は、技術的にはもはや十分可能になったものと言えます。しかもこれらは、具体的な立法なしに実現されようとしているのです。この新システムにおいては、「アクセス権限さえ付与されれば、他部門や他業務であってもデータベースを利用することが可能となる。」とされています（「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」〔資料12〕の12頁）。

このように、行政によって、私たち国民それぞれの膨大な個人情報が集積され、データマッチングされるシステムがすでに構築されていること、そのデータマッチングは、必要とする行政機関のどこでもが行えるものであることがはっきりしています。

これは、国民総背番号制度であることは明らかであり、このような制度によって国民が管理・監視される社会は、自由な社会とは到底いえないと思います。

第5 最後に

1 政府の真の意図は国民総背番号制度である

政府は、ことあるごとに、住基ネットは住民基本台帳を基礎とした地方公共団体の分散分権的なシステムであること、保有情報は本人確認情報（四情報+住民票コード+付随情報）のみであるから、国民に付した番号のもとに国が国民のさまざまな個人情報を一元的に収集管理する国民総背番号制とは異なるものであると説明しています（資料25・11頁）。

しかし、前述したとおり、国会の審議を通じて、実質的には国民総背番号制度ではないかという具体的な疑念が次々と指摘されてきました。既に、詳しく述べたとおり、国の行政機関は法律で定められた「事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない（法30条の34）」と規定されていますが、どういう場合が「事務の処理以外の目的」にあたるのかについて、政府は改正法の条文を鸚鵡返しのように繰り返すだけで具体的に明らかにしようとはしませんでした（平成11年5月13日衆議院地方行政委員会〔資料28・17～20頁〕。平成11年6月28日参議院本会議〔資料29・9頁～11頁〕）。また、本人確認情報の消去に関する事項についても行政機関の管理規定に委ねるという説明でした（資料26・70頁）。そして、これらのデータベースの構築についてこれをチェックする第三者機関がないということも明らかになりました（平成11年7月29日の参議院地方行政・警察委員会〔資料26・77頁〕）。

加えて、前述のとおり、条例によっても利用事務が追加でき（資料6の1・7頁以下）、自治体において住民票コードをインデックスとしたデータベースの構築をすることについては条例さえ必要がないことも明らかになりました（資料7・6頁以下）。

既に述べたように住基ネットの利用事務が無制限に拡大されてきており、社会保険番号や納税者番号にまで拡大されようとしている現実も考えると、住基ネットの真の意図が国民総背番号制にあることは明らかです。

住民票コードが国民総背番号制度として堂々と利用される日は、かなり近づいているのではないかと感じております。

少なくとも、システムを構築しているメーカー

側や、役人の側は、住民票コードを納税者番号にも利用し、あらゆる個人情報のインデックスにして活用していくことを当然視しているのです。こういう人たちには「管理するのに便利」と言う視点しかなく、国民を番号で管理することが自由主義や民主主義に反するものだという問題意識など全くありません。

私自身の体験をいくつかお話しします。

私は、以前、NTTデータテクノロジーという企業を訪問し、国民の遺伝子情報を解析する実験についてうかがいました。この社長は、解析した遺伝子情報のインデックスとしては、住民票コードを使う予定であると当然のように話していました。そして「何がいかんのですか？」と言っておられました。ちなみに、住基ネットシステムの本体（ネットワーク部分）は、NTTコミュニケーションズという会社が開発したものです。

また、韓国を訪問して、韓国の役人と話したときは、住基ネットと住基カードのことが話題になりました。韓国では、日本よりも先に国民に共通番号を付していますが、ICカードを発行してはいません。韓国の役人は「国民をカードと番号で管理するシステムは、韓国が開発して、そのシステムを商品として各国に輸出するつもりだった。日本に先を越された。」と悔しがっていました。

津市では、役所の方から、住基カードをキャッシュカードとしても使えるようにしたいという話を聞きました。

要するに、こうした人たちは、住基ネットシステムの怖さについては全く無頓着で、「国民を管理するのに便利」「利用すれば経済的な効果がある。」「システムを開発して輸出する。」という次元でしか物事を見ていません。

住基ネットは最新の技術を使った新しいシステムのように思えますが、「国民に番号を振って管理する」というのは、実は、最も原始的で、為政者の側にとっては最も簡便な、誰でも思いつく方法なのです。しかし、いまだかつて、日本のように、生まれたときからコードを付番し、コンピュータネットワークで結合し、さらに、番号の記録されたICカードをも利用して全国民の管理をするという方式は、どの国でも実行されていません。誰もが思いつくのに、誰も実行してこなかったのです。それが、何故なのかをよく考えてください。

西ドイツの憲法裁判所が否定したように、ヨーロッパでも国民総背番号制度については、様々な

議論を経て、慎重な対応をとってきております。今一度、コンピュータが発達した社会において、番号で国民を管理することの恐ろしさをよく考えるべきです。

2 住基ネットと司法の責任

私は、立法府の人間です。ですから、立法府において、なんとか、この悪法を廃止するように努力してきましたし、これからも努力をしていくつもりです。

他方、この問題については、司法の役割も極めて重要なものです。

政府は、住基ネット利用事務については法律で定めることにしており、また、住基ネットの納番制、社会保険番号への拡大についても法律の改正が必要であり国会での十分な審議・慎重な議論を経た上でないと認められないとことあるごとに説明していました。

しかし、住基ネットの問題に関しては、実際には「十分な審議」とか「慎重な議論」など全くされていません。

象徴的なのは、住基ネット法案が可決された145国会での参議院での委員会審議の打ち切りです。改正法が成立した平成11年の145国会では、参議院の地方行政・警察委員会において改正案を審議中であるにも関わらず、自民党は、参議院本会議において、国会法第56条の3に基づき地方行政・警察委員会に対し「中間報告」を求める動議を提出し、委員会での審議を打ち切れ、本会議において強引に改正法案を議決しました（資料27・61頁以下）。委員会で審議中であるにもかかわらず、本会議において「中間報告」を要求して法案を可決するという手法は国会の長い歴史のなかでも、極めて異例のことでした。

国会法では「各議院は、委員会の審査中の案件について特に必要があるときは、中間報告を認めることができる」（国会法第56条の3）とされていますが、当時、住基ネットに関する議論を打

ち切って中間報告を求めるような「特に必要がある場合」との理由は全く見当たりませんでした。それどころか、住基ネットに関する様々な問題点が次々と指摘され、いっそう審議を尽くすことが必要な状況でした。

当時の小山地方行政・警察委員会委員長は、このような審議経過について、本会議で報告する際に「良識の府であるここ参議院で法律案等の審議において従来から委員会中心主義を貫き、実質審議を深めてこられましたのは、偉大な我々の諸先輩が築いてこられた伝統と努力のたまもであります。そのいずれにもかえがたいよき伝統をいとも簡単に踏みにじる今回の理不尽きわまりない中間報告であります」と述べています。このように、自民党をはじめとする与党は多数を頼んで十分な審議をせずに改正法案を可決しており、民主主義が機能したとは到底いえない状況にありました（資料27・61頁～71頁以下）。

住基ネットは、その成立の時から、「十分な審議」「慎重な審議」と掛け離れた異常な経過のもとに出発しているものです。

前記第3でも詳しく指摘してきたように、法律案を提出した行政府が立法府への十分な説明をせず、疑問点に関する十分な議論がないまま法案が通過してしまい、行政府の長が立法府に約束したことを反故にし、立法府が付帯決議をした内容も一切無視して法律が運用され、立法府のチェックができないままに利用事務が拡大していくという状況なのです。

私は、金沢地裁判決の言い渡しを傍聴に行き、大変感動しました。やはり、裁判所は、物事の本質や危険性をきちんと見ていたのです。その後、大阪高裁判決でも、住基ネットの危険性が指摘され、違憲判決がでております。このような正当な司法判断が、多くの裁判所でなされ、最終的に、最高裁判所で確定することを期待しております。

以上

陳述書添付一覧

資料番号	内容	書証番号
1	平成11年11月11日衆議院地方行政委員会会議録（抜粋）	甲192
2の1	平成11年11月25日衆議院地方行政委員会会議録（抜粋）	甲193の1
2の2	同委員会にて使用した資料（法案成立前）	甲193の2
2の3	同委員会にて使用した資料（法案成立後）	甲193の3

2の4	同委員会にて使用した資料（読売新聞）	甲193の4
3	平成12年2月24日衆議院地方行政委員会会議録（抜粋）	甲194
4	平成14年5月22日衆議院内閣委員会会議録（抜粋）	甲195
5の1	平成14年5月29日衆議院内閣委員会会議録（抜粋）	甲196の1
5の2	同委員会にて使用した資料（公明新聞）	甲196の2
6の1	平成15年1月24日衆議院予算委員会会議録（抜粋）	甲197の1
6の2	同会議にて使用した資料（兵庫県作成のもの）	甲197の2
7	平成15年2月13日の衆議院予算委員会会議録（抜粋）	甲198
8	平成15年2月19日の衆議院予算委員会会議録（抜粋）	甲199
－	（下記の質問主意書の質問・回答の対照表）	甲200
9の1	内閣衆質164第356号の質問と回答	甲201
9の2	内閣衆質164第357号の質問と回答	甲202
9の3	内閣衆質164第358号の質問と回答	甲165
－	（下記の質問主意書の質問・回答の対照表）	甲203
10の1	内閣衆質166第50号の質問と回答	甲204
10の2	内閣衆質166第51号の質問と回答	甲205
10の3	内閣衆質166第52号の質問と回答	甲206
10の4	内閣衆質166第53号の質問と回答	甲207
10の5	内閣衆質166第54号の質問と回答	甲208
11の1	住基ネット廃止法案	甲209の1
11の2	住基ネット廃止法案	甲209の2
11の3	住基ネット廃止法案	甲209の3
11の4	住基ネット廃止法案	甲209の4
12	出入国管理の業務・システム最適化計画	甲174の1
13の1	CNNニュース38号	甲210の1
13の2	CNNニュース39号	甲210の2
13の3	CNNニュース45号	甲210の3
13の4	CNNニュース47号	甲210の4
14	住基ネットの利用状況（総務省作成／H18.9.8付）	甲211
15	平成18年3月31日付各省庁の連絡会議決定（「業務・システム最適化指針《ガイドライン》」）	甲169
16	住基ネット凍結の動き（新聞記事）	甲212
17	平成17年4月6日付「法務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画（H17.3.31）」	甲171
18	平成11年8月5日の参議院地方行政・警察委員会会議録	甲147
19	平成11年6月11日の衆議院地方行政委員会会議録	甲140
20	平成11年6月10日の衆議院地方行政委員会会議録	甲139

2 1	平成17年4月6日付「法務省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画	甲172
2 2	事前旅客情報システム(A P I S)の導入について	甲176
2 3	平成11年6月8日の衆議院地方行政委員会会議録	甲138
2 4	国税総合管理システムの全国導入について	甲213
2 5	平成11年4月13日の衆議院本会議会議録	甲131
2 6	平成11年7月29日の参議院地方行政・警察委員会会議録	甲145
2 7	平成11年8月12日の参議院本会議会議録	甲148
2 8	平成11年5月13日の衆議院地方行政委員会会議録	甲136
2 9	平成11年6月28日の参議院本会議会議録	甲141

【最新ニュース解説】問われる基礎年金の全額税方式

経団連会長、福田首相、

公的年金の基礎年金財源の全額税方式を評価??

民主党案に理解? イヤ悪乗り? 狙いは「雇用主・企業負担の回避」だ!

(CNNニュース編集部)

経 団連の御手洗富士夫会長(経済財政諮問会議民間議員)が、07年9月20日の記者会見で、公的年金の制度改革について、「基礎年金部分の財源は全額税で賄う方式がいい」とか言い出した。福田康夫首相も柔軟に考えたいという。もともと基礎年金の財源をすべて税金で賄おうというプランは民主党が主張していたものだ。ところが、財界も、与党も、この民主党公的年金改革案のパクリ? ねじれ国会の出現で、いま何が起きているのか、独自の視点から解説する。

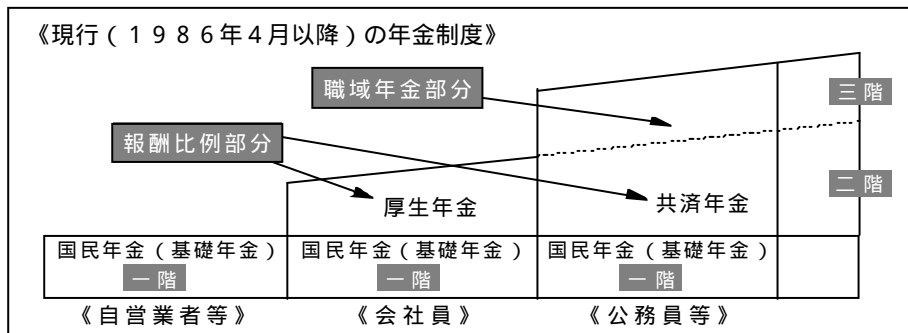
年金改革与党案、民主党案の違い

現行の公的年金の基礎年金の給付額は満額で、現在、月約6万6千円。この財源の約3分の1が国庫負担(税金)で、残りは保険料が充てられている。民主党案は、これを全額税金で賄おうというプランだ。一方、政府、与党案では2009年度までに、国庫負担を現行の約3分の1から段階的に2分の1に引き

上げようというプラン。引き上げ分の財源は税金、しかし残りの財源には、保険料の引き上げ分(13.35%から最大18.3%に引き上げ)を充てる。したがって、従来からある社会保険料方式を維持しようというもの。

現行制度のもとでは、国民年金は、給付面では、全国民に対して共通の基礎年金を支給している。国民年金保険料は20歳から60歳までの40年間納めることになっている。自営業者等(第1号被保険者)と、サラリードワーカー(第2号被保険者)、専業主婦など(第3号被保険者)とでは、拠出の方法が異なっている。自営業者等の場合、保険料の額は年齢、所得、性別に関係なく全国一律で、平成17年4月から1ヵ月13,580円の定額保険料。なお、保険料は、平成17

〔図表1〕 わが国の現行の年金制度



年度から平成29年度まで毎年280円ずつ引き上げられる予定。サラリドワーカー等の場合には、厚生年金保険や共済組合の制度から必要な額だけ国民年金に拠出金としてまとめて支払われるので、国民年金保険料を個別に納める必要はない。

財界の狙いは大企業の負担の回避だけ

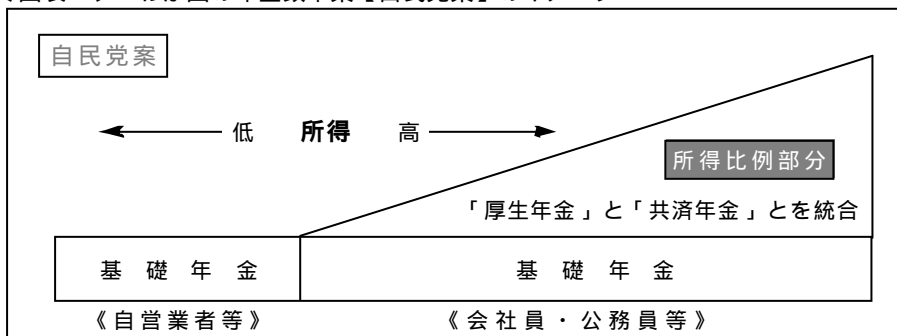
基礎年金財源の全額税方式は、民主党が07年7月の参院選でマニフェスト（政権公約）に掲げたものだ。御手洗発言は民主党の政策に理解を示したようにもみえる。しかし、そんなに単純にとってよいのだろうか。

御手洗氏は、全額税方式に転換した場合の財源については、「無駄を省き歳出削減しても足りないはずだ。だとすれば、不足分は消費税で補うべきだ」と言っている。その上で、消費税率を据え置きとしている民主党案に対しては、財源面でも不透明と苦言を言っている。彼の主張には、歳出改革を徹底した上で、不足する財源は消費税率引き上げで対応すべきだ、との本音が見え隠れしている。

実は、経団連は1998年7月の提言で、基礎年金の全額税方式をいったん打ち出したこともある。だが、政府が2004年の年金改革で、09年度までに基礎年金の国庫負担を3分の1から2分の1に引き上げることを決めたため、事実上、その主張を封印、その後は社会保険料方式容認に転換した経緯がある。2009年度の国庫負担割合引き上げに合わせ、消費税率を2%程度引き上げるよう求めていた。

現在、サラリドワーカーの保険料の拠出には

〔図表2〕 わが国の年金改革案【自民党案】のイメージ



自民党案の特徴は次のとおり

- 二階建ての二階部分、「厚生年金」と「共済年金」とを統合する
- 一階部分「基礎年金」の一元化、職業を問わず、同じ負担
- 一階部分の財源には、保険料（13.35%から最大18.3%に引き上げ）+ 国庫負担（3分の1から2分の1に引上げ）
- 一階部分の企業負担分の扱いが問題
- 社会保障番号・カードの導入

雇用主負担と呼ばれる企業負担部分がある。この自民党の社会保険料方式を徹底するとすれば、すべての国民が直接保険料を負担することになってよいはずだ。だが、現実には、自営業者と完全に同じ扱いとし企業負担分を全廃する、というのはかなりの抵抗も予想され、難しい。

これが、民主党案の最低保障年金の「財源をすべて税による方式」に乗れば、「企業負担分全廃」は正夢になる。しかも、その財源を消費税増税で賄えるとなると、「消費税の転嫁が容易な大企業には万歳三唱」、といった結果にもなる。財界の頭の中は、「まず自分らの負担の回避ありき」で、「改革」は「つけたり」。

このように考えると、全額税方式の民主党案は、まわり回って「庶民増税」、それに消費税アップ分を消費者の転嫁できない中小零細事業者への脅威となるおそれも強い。私たち市民は、民主党案については、よく吟味して、最終評価をくだす必要がある。

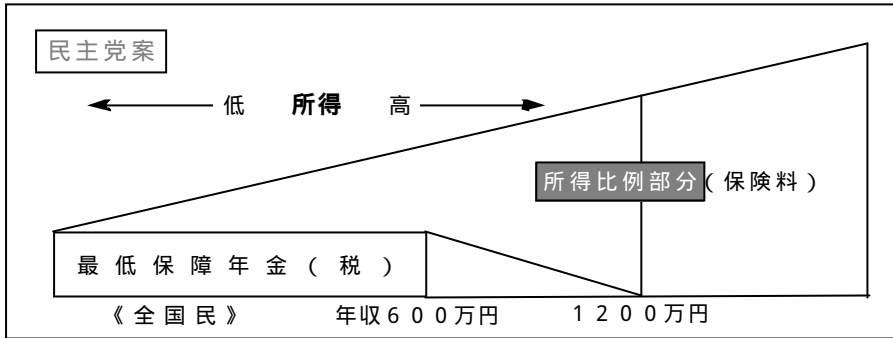
危惧される納税者番号、社会保障番号へにエスカレート

財界の公的年金改革民主党案への相乗りは、表面的は、民主党案をパクっているだけのようにもみえる。だが、本音は、公的年金におけるサラリドワーカーの雇用主・企業負担分をいかに少なくするかにあることは明らかだ。

もう1つ気になることがある。それは、民主党が、以前、「所得比例年金」の基礎となる「所得」を的確に把握するためには「納税者番号制」導入が必須、といていたことだ。先の参院選では、厚化粧して隠してしまっただが、このことは忘れてはならない。

民主党には、番号管理論者はわんさいる。現在、役人が財界といっしょになってすすめている「社会保障番号・ICカード」導入に、いずれは万歳する議員が、民主党からも出てくるのが予想される。もちろん、PIJなど反背番号市民組織は、民主党の反背番号議員の力量に期待している。だが、役人に懐柔され

〔図表3〕 わが国の年金改革案【民主党案】のイメージ



民主党案の特徴は次のとおり

国民・共済・厚生年金を一元化する
 すべての年金を「所得比例年金」に一元化、保険料率15%を上限
 全国民共通の所得比例年金「最低保障年金（月7万円程度）」を設ける
 その財源には全額、「3%の消費税」「歳出削減分・税」を充てる
~~「所得比例年金」の基礎となる「所得」を正確に把握するために「納税者番号制」を導入する~~
 社会保険庁の廃止、国税庁と統合し、歳入庁とし、そこで、税金と保険料を一元徴収する。
 年金手帳を交付

* 斜線で消した部分は、従来案を、07年7月の参院選のマニフェストで変えた（隠した？）ポイント

ることに何の抵抗も感じない大多数の国会サラリードワーカー議員に対し、私たち市民は、与野党を問わず、常時、最大限の監視・警戒は怠ってはならない。

アメリカでは、社会保障番号（SSN）が広く使われているから日本でも導入したらいい、こんな単細胞では困る。アメリカでは、社会が、社会保障番号（SSN）を盗用した「なりすまし犯罪」の巣くつと化している。人権感覚が問われている。この問題に対する感覚を磨くために、是非ともCNN今号（51号）の社会保障番号関連記事およびPIJ・ComTJ特別レポート「アメリカ

になるかもしれない？

だが、こういう統合推進派の議員連中には、「大きな政府」はいらぬという庶民感覚の「原点」に、今いちど立ち返って欲しい。今の民主党には、むしろ、社保庁の「徴収事務の民営化」、プランが政権を切り開く武器になるはずだ。「歳入庁」プランは、庶民の目には、単なる役所社会主義が増殖するだけのプランと映る。社会保険庁の廃止、国税庁と統合し、「歳入庁」とするプランは絶対にやめにして欲しい。新たな「官」を模索するのはなく、「民」の広がりに向けた発想の転換、大胆なプランが求められている。

力にみる社会保障番号の危険性」【2007年9月】
<http://www.pij-web.net/>をよく読んで欲しい。

民主党よ、「歳入庁」はいらぬ

また、民主党の改革案では、社会保険庁の廃止、国税庁と統合し、「歳入庁」とし、そこで、税金と保険料を一元徴収するプランも含まれている。アメリカではそうになっているから日本でもやろうでは困る。確かに、こうした統合プランが現実のものになるとすれば、社保庁の職員も歳入庁職員として新生し、過去の罪は清められ、また、全員税理士資格取得なども容易

編集及び発行人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
 東京都豊島区西池袋 3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
 Tel/Fax 03-3985-4590
 編集・発行人 中村克己

Published by
 Privacy International Japan (PIJ)
 IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
 Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
 President Koji ISHIMURA
 Tel/Fax +81-3-3985-4590
<http://www.pij-web.net>
 2007.10.20 発行 CNNニュースNo.51

入会のご案内

季刊・CNNニュースは、PIJの会員（年間費1万円）の方だけに送っています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号
 00140-4-169829
 ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWorkのつぶやき

・それにしても「敵前逃亡」した安倍晋三前首相の「生活なし」の「麻呂」政治には驚嘆。教育改革とかより、まず「自己改革」からはじめないと。憲法改正ではじまり、テロ特措法でおわった「戦争ごっこ大好き」のお子ちゃまが残した負の遺産「社会保障番号」爆弾の処理は急務 (N)